

(第一類 第十二号)

第六十八回国会 建 設 委 員 会 議 錄 第 二 号

(五九)

昭和四十七年三月八日(水曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 龜山 孝一君

理事 田村 良平君 理事 金子 一平君

理事 服部 安司君 理事 葉梨 信行君

理事 小川新一郎君 理事 阿部 昭吾君

小沢 一郎君 理事 渡辺 武三君

梶山 静六君 村田 敬次郎君

古内 広雄君 山下 徳夫君

森下 國雄君 藤波 孝生君

吉田 幸雄君 村田 利右エ門君

井上 普方君 柳田 秀一君

新井 彰之君 北側 義一君

建設大臣 之久君 浦井 洋君

出席國務大臣 建設大臣 西村 英一君

建設大臣官房長 大津留 温君

建設省計画局長 高橋 弘篤君

建設省都市局長 吉兼 三郎君

建設省河川局長 川崎 精一君

建設省道路局長 高橋国一郎君

委員外の出席者

近畿圏整備本部 相川 公二君

審議官 経済企画庁長官 生田 豊朗君

官房企画課長 竹内 嘉巳君

環境庁大気保全局企画課長 藤井 直樹君

環境庁水質保全局水質規制課長 山中 正美君

大蔵省主計局主 計官 文部省管理局教官 育施設部技術参考官 大串不二雄君

同月二十六日

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一号)

下水道事業センター法案(内閣提出第六二号)

河川法の一部を改正する法律案(内閣提出第六三号)

通商産業大臣官房審議官並木信義君

建設省住宅局調査官沢田光英君

参考人(帝都高速度交通)荒木茂久二君

参考人(帝都高速度交通)西嶋国造君

参考人(帝都高速度交通)室長建設委員会調査曾田忠君

参考人(帝都高速度交通)山下徳夫君

参考人(帝都高速度交通)柳田秀一君

参考人(帝都高速度交通)北側義一君

参考人(帝都高速度交通)浦井洋君

参考人(帝都高速度交通)吉田英一君

二月十九日
住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一号)

下水道事業センター法案(内閣提出第六二号)

河川法の一部を改正する法律案(内閣提出第六三号)

特定多目的ダム法の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号)

特定多目的ダム法の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号)

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七一号)(予)

都市公園整備緊急措置法案(内閣提出第七二号)(予)

○亀山委員長 これより会議を開きます。
参考人出頭要求に關する件についておはかりをいたします。
建設行政の基本施策に關する件調査のため、本日、帝都高速度交通團から總裁荒木茂久二君及び理事西嶋国造君に参考人として御出席を願い、御意見を聽取ることにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○亀山委員長 御異議なしと認めます。よつて、さように決しました。

〇亀山委員長 去る二月十九日、本委員会に付託されました内閣提出、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案、内閣提出、下水道事業センター法案、内閣提出、河川法の一部を改正する法律案及び内閣提出、特定多目的ダム法の一部を改正する法律案の四案を一括して議題といたします。

第十七条第十一項第一号中「前項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 公庫は、前項の規定による貸付けを受けて新たに建設された施設建築物等又は特定中高層耐火建築物で、まだ人の居住の用その他のその本來の用途に供したことのないものを購入する者に対し、その購入に必要な資金を貸し付けることができる。前項後段の規定は、施設建築物等を購入する者が施設建築物等の購入に附隨して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合について準用する。

第十八条(見出しを含む。)中「貸付を」を「貸付けを」に、「及び第十項」を「第十項及び第十一項」に、「貸付の」を「貸付けの」に、「行う」を「行なう」に、「申込を」を「申込みを」に、「見込」を「見込み」に、「貸付に」を「貸付けに」に、「且つ」を「かつ」に、「申込に」を「申込みに」に、「参しやく」を「參

名古屋市都市高速道路鏡ヶ池線建設反対に關する請願外二件(加藤清二君紹介)(第一一〇三号)
松山市周辺の国道バイパス早期完成に關する請願毛利松平君紹介)(第一二八号)
は本委員会に付託された。

三月四日

本日の会議に付した案件
参考人出頭要求に關する件
住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一号)

下水道事業センター法案(内閣提出第六二号)

河川法の一部を改正する法律案(内閣提出第六三号)

特定多目的ダム法の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号)

建設行政の基本施策に關する件

号)の一部を次のように改正する。
第十七条第十項を次のように改める。
10 公庫は、第一条第三項に掲げる目的を達成するため、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二条第六号に規定する施設建築物その他の市街地の土地の合理的な高度利用及び災害の防止に寄与する政令で定める建築物で相当の建築物(施設建築物等)を除く。以下「特定中高層耐火建築物」という。又は相当の住宅部分を有する中高層耐火建築物(施設建築物等)を除く。以下「特定中高層耐火建築物」という。建設する者に對し、その建設に必要な資金の貸付けの業務を行なう。この場合において、施設建築物等を建設する者が施設建築物等の建設に附隨して新たに土地又は借地権の取得に必要な資金を施設建築物等の建設に必要な資金にあわせて貸し付けることができる。

11 公庫は、前項の規定による貸付けを受けて新たに建設された施設建築物等又は特定中高層耐火建築物で、まだ人の居住の用その他のその本來の用途に供したことのないものを購入する者に対し、その購入に必要な資金を貸し付けることができる。前項後段の規定は、施設建築物等を購入する者が施設建築物等の購入に附隨して新たに土地又は借地権の取得を必要とする場合について準用する。

第十八条(見出しを含む。)中「貸付を」を「貸付けを」に、「及び第十項」を「第十項及び第十一項」に、「貸付の」を「貸付けの」に、「行う」を「行なう」に、「申込を」を「申込みを」に、「見込」を「見込み」に、「貸付に」を「貸付けに」に、「且つ」を「かつ」に、「申込に」を「申込みに」に、「参しやく」を「參

第八条に次の二項を加える。

7 公庫法第二十一一条第九項の規定は、第二項の規定により政令で利率を定め、又はこれを変更する場合について準用する。

(地方税法の一部改正)

4 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の七第一号中「第十七条第十一項第三号」を「第十七条第十二項第三号」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

5 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二条第一項第三号を次のように改める。

第三号を「第十七条第十二項第三号」に改める。

(経過規定)

6 都市再開発法附則第四条第二項に規定する防災建築街区造成組合若しくはその組合員が建築する防災建築物又は同項に規定する防災建築街区造成事業に係る防災建築物は、この法律による改正後の住宅金融公庫法の規定の適用に関しては、都市再開発法第二条第六号に規定する施設建築物とみなす。

7 この法律による改正後の法律の規定は、住宅金融公庫が昭和四十七年四月一日以降に資金の貸付けの申込みを受理したものから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

住宅金融公庫の業務の範囲を拡大して、都市再開発法による施設建築物等の敷地等を取得するため必要な資金の貸付け及び中高層耐火建築物等の購入資金の貸付けを行なうこととともに、地方公共団体等以外の者が行なう住宅分譲事業に

係る貸付利率を彈力的に定めることができる」とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

3 政府及び地方公共団体は、前項の規定によりセンターがその資本金を増加するときは、センターに出資することができる。

(理事長又は監事となるべき者)

4 センターに出資しよとする地方公共団体は、自らの承認を受けなければならない。

5 センターに出資しようとする地方公共団体は、自治大臣の承認を受けなければならぬ。

6 第四項の規定により出資の目的とする金銭以外の財産の額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した額とする。

7 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、センターの成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

(設立の認可等)

第十条 発起人は、第八条第三項の規定による募集が終わつたときは、建設大臣に対して、設立の認可を申請しなければならない。

2 発起人は、前項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた地方公共団体に対して、出資金の払込み又は出資の目的たる財産の給付を求めるべくなければならない。

2 発起人は、出資金の払込み又は出資の目的たる財産の給付があつた日において、その事務を第九条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条の規定による事務事務長となるべき者に引き継がなければならない。

(設立の登記)

第十二条 第九条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 センターは、設立の登記をすることによつて成立する。

(定款)

第三章 管理

第十三条 センターは、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

- 四 資本金、出資及び資産に関する事項
 五 役員に関する事項
 六 評議員会に関する事項
 七 業務及びその執行に関する事項
 八 財務及び会計に関する事項
 九 定款の変更に関する事項
 十 公告の方法
 二 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (役員)
- 第十四条 センターに、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。
- 2 センターに、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。
 (役員の職務及び権限)
- 第十五条 理事長は、センターを代表し、その業務を総理する。
- 2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。
- 3 監事は、センターの業務を監査する。
- (役員の任命)
- 第十六条 理事長及び監事は、建設大臣が任命する。
- 2 理事は、理事長が建設大臣の認可を受けて任命する。
- (役員の任期)
- 第十七条 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
- (役員の欠格条項)
- 第十八条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員（非常勤の理事を除く。）となることができない。
 (役員の解任)
- 第十九条 建設大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となる

ことができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

建設大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その役員を解任することができる。

2 他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任するとき。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第二十条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、建設大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第二十一条 センターと理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事がセンターを代表する。

(代理人の選任)

第二十二条 理事長は、理事又はセンターの職員のうちから、センターの業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(評議員会)

第二十三条 センターに、その運営に関する重要な事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員十人以内で組織する。

3 評議員は、センターに出資した地方公共団体の長及び下水道又は下水道事業について学識経験を有する者のうちから、建設大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(職員の任命)

第二十四条 センターの職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十五条 センターの役員及び職員は、刑法

ことのできない者に該当するに至ったときは、用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務)

第四章 業務

第二十六条 センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 地方公共団体の委託に基づき、下水道の整備に関する計画の策定及び事業の施行並びに下水道の維持管理に関する技術的援助を行なうこと。

二 地方公共団体の委託に基づき、終末処理場及びこれに直接接続する幹線管渠、終末処理場以外の処理施設並びにポンプ施設の建設を行なうこと。

三 下水道に関する技術を担当する者の養成及び訓練を行なうこと。

四 下水道に関する技術を開発し、これを実用化することを促進するために研究、調査及び試験を行なうこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

六 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務

2 センターは、前項第六号に掲げる業務を行なうとするときは、建設大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

第二十七条 センターは、業務開始の際、業務方書を作成し、建設大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、建設省令で定める。

(国及び地方公共団体の配慮)

第二十八条 国及び地方公共団体は、センターの業務の円滑な運営が図られるよう、適当と認める人的及び技術的援助をする等必要な配慮を加えるものとする。

(借入金)

ことのできない者に該当するに至ったときは、用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十九条 センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第三十条 センターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、建設大臣の認可を受けなければならない。

2 これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第三十一条 センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に建設大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 センターは、前項の規定により財務諸表を建設大臣に提出するときは、これに、予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(書類の送付)

第三十二条 センターは、第三十条又は前条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は承認に係る財務諸表を、センターに出资した地方公共団体に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十三条 センターは、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 センターは、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰り越損金として整理しなければならない。

第三十四条 センターは、建設大臣の認可を受け

て、長期借入金又は短期借入金をすることがで
きる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年
度内に償還しなければならない。ただし、資金
の不足のため償還することができないときは、
その償還することができない金額に限り、建設
大臣の認可を受けて、これを借り換えることが
できる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借
入金は、一年以内に償還しなければならない。

(債務保証)

第三十五条 政府は、法人に対する政府の財政援
助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十
四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決
を経た金額の範囲内において、第二十六条第一
項第二号に掲げる業務の費用に充てるためのセ
ンターの長期借入金に係る債務について保証す
ることができる。

2 第二十六条第一項第二号に掲げる業務をセンタ
ーに委託する地方公共団体は、法人に対する政
府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定
にかかわらず、当該委託に係る業務に要する費
用の額の範囲内において、センターの長期借入
金に係る債務について保証することができる。

(償還計画)

第三十六条 センターは、毎事業年度、長期借入
金の償還計画を立てて、建設大臣の認可を受け
なければならない。

(補助金)

第三十七条 政府及び地方公共団体は、予算の範
囲内において、センターに対し、センターの業
務運営費の一部を補助することができる。

(余裕金の運用)

第三十八条 センターは、次の方針による場合を
除くほか、業務上の余裕金を運用してはならな
い。

一 国債その他建設大臣の指定する有価証券の
取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭
(信託)

(財産の処分等の制限)

第三十九条 センターは、建設省令で定める重要
な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しよう
とするときは、建設大臣の認可を受けなければ
ならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十条 センターは、その役員及び職員に対す
る給与及び退職手当の支給の基準を定めようと
するときは、建設大臣の承認を受けなければな
らない。これを変更しようとするときも、同様
とする。

(建設省令への委任)

第四十一条 この法律に規定するもののほか、セ
ンターの財務及び会計に関し必要な事項は、建
設省令で定める。

(第六章 監督)

第四十二条 センターは、建設大臣が監督する。

2 建設大臣は、この法律を施行するため必要が
あると認めるときは、センターに対して、その
業務に関し監督上必要な命令をすることでき
る。

(報告及び検査)

第四十三条 建設大臣は、この法律を施行するた
め必要があると認めるときは、センターに対し
てその業務に關し報告させ、又はその職員
に、センターの事務所に立ち入り、帳簿、書類
その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合
においては、その身分を示す証明書を携帯し、
関係者に掲示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪
捜査のために認められたものと解してはならな
い。

(解散)

第七章 條則

第四十四条 センターの解散については、別に法
律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十五条 建設大臣は、次の場合には、大蔵大
臣に協議しなければならない。

一 第四条第二項、第二十六条第二項、第二十
七条第一項、第三十条、第三十四条第一項若
しくは第二項ただし書、第三十六条又は第三
十九条の認可をしようとするとき。

二 第三十一条第一項又は第四十条の承認をし
ようとするとき。

三 第三十八条第一号の規定による指定をし
ようとするとき。

四 第四十六条第一項の規定による政令に違反して
業務を行なつたとき。

五 第四十二条第二項の規定による建設大臣の
命令に違反したとき。

六 第五条第二項の規定による政令に違反した者
は、一万円以下の過料に処する。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこ
えないとみなしして、これらの法令を準用す
る。

2 この法律の施行の際現にその名称中に下水道
事業センターという文字を用いている者につ
ては、第五条第二項の規定は、この法律の施
行する。

(経過措置)

第四十六条 建築基準法(昭和二十五年法律第二
百一号)及び政令で定めるその他の法令につ
いては、政令で定めるところにより、センターを
国行政機関とみなして、これらの法令を準用す
る。

(第八章 惩則)

第四十七条 第四十三条第一項の規定による報告
をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の
規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し
た場合には、その違反行為をしたセンターの役
員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

2 センターの最初の事業年度は、第二十九条の
規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌
年三月三十一日に終わるものとする。

3 センターの最初の事業年度は、第三十条中「当該事
業年度の開始前に」とあるのは、「センターの成
立後遅滞なく」とする。

4 センターの最初の事業年度の予算、事業計画
及び資金計画については、第三十条中「当該事
業年度の開始前に」とあるのは、「センターの成
立後遅滞なく」とする。

5 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部
を次のように改正する。

6 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部
を次のように改正する。

別表第一第一号の表中健康保険組合及び健康
保険組合連合会の項の前に次のように加える。

二 第六条第一項の規定による政令に違反して
登記することを怠つたとき。

三 第二十六条第一項に規定する業務以外の業
務を行なつたとき。

四 第三十八条の規定に違反して業務上の余裕
金を運用したとき。

五 第四十二条第二項の規定による建設大臣の
命令に違反したとき。

二 第六条第一項の規定による政令に違反して
登記することを怠つたとき。

三 第二十六条第一項に規定する業務以外の業
務を行なつたとき。

四 第三十八条の規定に違反して業務上の余裕
金を運用したとき。

五 第四十二条第二項の規定による建設大臣の
命令に違反したとき。

六 第五条第二項の規定による政令に違反した者
は、一万円以下の過料に処する。

(附則)

第四十九条 第五条第二項の規定に違反した者
は、一万円以下の過料に処する。

二 第三十八条第一号の規定による指定をし
ようとするとき。

三 第三十八条第一号の規定による指定をし
ようとするとき。

四 第四十六条第一項の規定による政令に違反して
業務を行なつたとき。

五 第四十二条第二項の規定による建設大臣の
命令に違反したとき。

六 第五条第二項の規定による政令に違反した者
は、一万円以下の過料に処する。

二 第三十八条第一号の規定による指定をし
ようとするとき。

三 第三十八条第一号の規定による指定をし
ようとするとき。

四 第四十六条第一項の規定による政令に違反して
業務を行なつたとき。

五 第四十二条第二項の規定による建設大臣の
命令に違反したとき。

六 第五条第二項の規定による政令に違反した者
は、一万円以下の過料に処する。

二 第三十八条第一号の規定による指定をし
ようとするとき。

三 第三十八条第一号の規定による指定をし
ようとするとき。

四 第四十六条第一項の規定による政令に違反して
業務を行なつたとき。

五 第四十二条第二項の規定による建設大臣の
命令に違反したとき。

六 第五条第二項の規定による政令に違反した者
は、一万円以下の過料に処する。

二 第三十八条第一号の規定による指定をし
ようとするとき。

三 第三十八条第一号の規定による指定をし
ようとするとき。

四 第四十六条第一項の規定による政令に違反して
業務を行なつたとき。

五 第四十二条第二項の規定による建設大臣の
命令に違反したとき。

六 第五条第二項の規定による政令に違反した者
は、一万円以下の過料に処する。

二 第三十八条第一号の規定による指定をし
ようとするとき。

三 第三十八条第一号の規定による指定をし
ようとするとき。

四 第四十六条第一項の規定による政令に違反して
業務を行なつたとき。

五 第四十二条第二項の規定による建設大臣の
命令に違反したとき。

六 第五条第二項の規定による政令に違反した者
は、一万円以下の過料に処する。

下水道事業センター

下水道事業センター

(法人税法の一部改正)

6 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部
を次のように改正する。

別表第一第一号の表中健康保険組合及び健康
保険組合連合会の項の前に次のように加える。

第七章 條則

<p>下水道事業センター</p> <p>(登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。)</p> <p>下水道事業センター</p> <p>(下水道事業センター法(昭和四十七年法律第号))</p> <p>別表第二の表中公営企業金融公庫の項の前に次のように加える。</p> <p>次のように加える。</p> <p>次のように加える。</p> <p>建設大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、河川審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。</p> <p>第四条に次の二項を加える。</p> <p>建設大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、建設省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。</p> <p>第一級河川の指定の変更又は廃止の手續は、第一項の規定による河川の指定の手續に準じて行なわれなければならない。</p> <p>第十四条第二項中「二級河川の河川管理施設に係るものにあつては関係都道府県知事、二級河川の河川管理施設に係るものにあつては関係市町村長」を「政令で定めるところにより、関係行政機関の長に協議し、又は関係都道府県知事、関係市町村長若しくは当該河川管理施設の管理に要する費用の一部を負担する者で政令で定めるもの」に改める。</p> <p>第十五条中「二級河川について、河川管理者が」を「河川管理者は」に改め、「河川管理者は」を削る。</p> <p>第七十条の二に改める。</p> <p>第六十六条中「及び第七十条」を「、第七十条及び第七十一条に次の一項を加える。</p> <p>(特別水利使用者負担金)</p> <p>第七十条の二 河川管理者は、河川の流水の状況を改善するため二以上の河川を連絡する河川工事で、流水によつて生ずる公害を除却し、又は軽減することのか、専用の施設を新設し、又は拡張して流水を占用する者以下この条において「特別水利使用者」という。に対する水の供給を確保することをその目的に含むもの(河川の流水を貯留するための河川管理施設の設置を伴うものを除く。)に要する費用及び当該河川工事に</p> <p>より設置する河川管理施設の管理に要する費用については、当該特別水利使用者が受けることとなると認められる利益の限度において、その者に、その一部を負担させることができる。</p> <p>2 河川管理者は、前項の河川工事を施行しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係行政機関の長に協議し、及び一級河川に係るものにあつては関係都道府県知事、二級河川に係るものにあつては関係市町村長の意見をきくとともに、当該工事に要する費用及び当該工事により設置する河川管理施設の管理に要する費用の負担について特別水利使用者の同意を得なければならぬ。</p> <p>3 第一項の場合において、負担金の額の算出方法及び負担金の還付に関する事項については、政令で、負担金の徴収方法については、建設大臣が負担させるものにあつては政令で、都道府県知事が負担させるものにあつては当該都道府県知事が統轄する都道府県の条例で定める。</p> <p>4 第一項の河川工事は、関係河川における流水の正常な機能の維持に支障のない範囲内において施行するものとする。</p> <p>第七十一条中「及び前条第一項」を「、第七十条第一項及び前条第一項」に改める。</p> <p>第七十二条中「又は第七十条第一項」を「、第七十条第一項又は第七十条の二第一項」に改める。</p> <p>第五条第一項の水系以外の水系に係る」を「二級河川及び二級河川以外の」に改める。</p> <p>附則</p> <p>1 (施行期日)</p> <p>2 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。</p> <p>3 (治水特別会計法の一部改正)</p> <p>4 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)</p>
<p>(建設省設置法の一部改正)</p> <p>建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第三条中第七号の三を第七号の四とし、第七号の二を第七号の三とし、第七号の次に次の一号を加える。</p> <p>七の二 下水道事業センターの業務の監督その他下水道事業センター法(昭和四十七年</p>
<p>10 (河川法の一部を改正する法律)</p> <p>河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第一項中「政令で指定したもの」というを</p>
<p>河川法の一部を改正する法律案</p> <p>河川法の一部を改正する法律</p> <p>河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>七の二 下水道事業センターの業務の監督その他下水道事業センター法(昭和四十七年</p>

の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「河川法」の下に「第五十九条」を加え、同項第四号中「若しくは第七十条第一項」を「第七十条第一項若しくは第七十条の二第一項」に改める。

理由

広域的な水利用に資する河川工事を促進するため、二以上の河川を連絡させる河川工事により新たに流水の占用をすることができることとなる者に、当該工事等に要する費用の一部を負担させることとするとともに、準用河川の制度を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

必要があること。

二 発電の用以外の特定用途に係る水の需要が十分にあり、かつ、当該多目的ダムによりそ

の供給を確保する緊急の必要があること。

第七条第一項中「費用の額」の下に「並びに多目的ダムの建設に要する要用の財源の一部に借入金額」を加える。

第七条第一項中「費用の額」の下に「並びに多目的ダムの建設に要する要用の財源の一部に借入金額」を加える。第七条第一項中「費用の額」の下に「並びに多目的ダムの建設に要する要用の財源の一部に借入金額」を加える。

次の一号を加える。
二 前年度及び当該年度の事業計画表、借入金の借入れ及び償還計画表並びに特定多目的ダム法第七条第一項の規定による負担金に係る債権の発生予定及び回収計画表

第十条第三項ただし書中「当該年度の事業計画表」を「同項第二号の書類で当該年度に係るもの」に改める。

第十五条の次に次の三条を加える。
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。
（治水特別会計法の一部改正）

2 治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第五号中「第九条」の下に「第一項」を加える。

第五条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第十五条の二第一項の規定による借入金

第五条第二項第三号中「第九条」の下に「第一項」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第十五条の二第一項の規定による借入金の償還金及び利子

第九条の見出しを「（他会計への繰入れ）」に改め、同条に次の一项を加える。

2 第十五条の二第一項の規定による借入金の償還金及び利子の額に相当する金額は、工事別等の区分に従つて、特定多目的ダム建設工事勘定

3 次の各号に掲げる要件に該当する多目的ダムに関する基本計画の作成又は変更の際、発電の用以外の特定用途の全部又は一部についてダム

第四条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一项を加える。

3 次の各号に掲げる要件に該当する多目的ダムに関する基本計画の作成又は変更の際、発電の用以外の特定用途の全部又は一部についてダム

第四条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一项を加える。

3 次の各号に掲げる要件に該当する多目的ダム

3 次の各号に掲げる要件に該当する多目的ダム

3 次の各号に掲げる要件に該当する多目的ダム

3 次の各号に掲げる要件に該当する多目的ダム

第十五条の二第一項の規定による借入金の償還金及び利子の額に相当する金額は、工事別等の区分に従つて、特定多目的ダム建設工事勘定

3 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもって、国会の議決を経なければならぬ。
3 特定多目的ダム法第七条第一項の規定による負担金で、第一項の規定による借入金に対応するものは、当該借入金の償還金及び利子の財源に充てなければならない。

（借入限度の繰越し）
第十五条の三 特定多目的ダム建設工事勘定における負担金に係る債権の発生及び回収実績表並びに特定多目的ダム法第七条第一項の規定による負担金に係る債権の発生及び回収実績表については、昭和四十八年度分を含む。）に

3 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもって、国会の議決を経なければならぬ。
3 特定多目的ダム法第七条第一項の規定による負担金で、第一項の規定による借入金に対応するものは、当該借入金の償還金及び利子の財源に充てなければならない。
（借入金の借入れ及び償還の事務）

第十五条の四 第十五条の二第一項の規定による

借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大臣が行なう。

第十六条第二項中第二号を第四号とし、第一号

の次に次の二号を加える。

二 借入金の借入れ及び償還実績表

（治水特別会計法の一部改正に伴う経過措置）

3 前項の規定による改正後の治水特別会計法の規定は、昭和四十七年度の予算から適用し、昭和四十六年度以前の年度の決算については、な

お従前の例による。ただし、前項の規定による

改正後の治水特別会計法第十条第二項又は第十一条第二項の規定により治水特別会計の歳入歳出予定計算書等又は予算に添附すべき前前年度

の借入金の借入れ及び償還実績表並びに特定多目的ダム法第七条第一項の規定による負担金に係る債権の発生及び回収実績表、又は前年度の

借入金の借入れ及び償還実績表並びに特定多目的ダム法第七条第一項の規定による負担金に係る債権の発生予定及び回収計画表並びに特定多目

的ダム法第七条第一項の規定による負担金に係る債権の発生予定及び回収計画表は、昭和四十七年度分（前前年度の借入金の借入れ及び償還

の借入金の借入れ及び償還実績表並びに特定多目的ダム法第七条第一項の規定による負担金に係る債権の発生予定及び回収計画表並びに特定多

目的ダム法第七条第一項の規定による負担金に係る債権の発生予定及び回収計画表並びに特定多

者を定めることができない段階においても、基本計画を作成することができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○龜山委員長 まず、提案理由の説明を順次聽取いたします。西村建設大臣。

○西村國務大臣 ただいま議題となりました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

住宅金融公庫は、昭和二十五年設立以来、国民大衆の住宅建設に必要な資金並びに土地の合理的利用及び災害の防止に寄与する建築物の建設に必要な資金を融通する等により、住生活の安定と社会福祉の増進に寄与してまいつたのであります。

福祉社会を目指すわが国におきましては、住宅対策は国民の福祉向上をはかる最も重要な施策の一つでありまして、居住環境の良好な住宅の計画的な建設及び都市環境整備するため市街地の再開発を促進することは現下の急務であります。

この法律案は、以上のような観点から、公庫の業務範囲を拡大するとともに、既存の貸し付け制度等の改善を行なうとするものであります。

第一次の要旨を申し上げます。

第一は、都市の再開発を推進するため、都市再開発法による施設建築物等で相当の住宅部分を有するものに対し、建設資金にあわせて、土地または借地権の取得に要する費用を融資する道を開こうとするものであります。

なお、都市再開発事業に対する融資については、今後実施の経験を積み重ね、事業が促進されるよう弹力的に対処する必要がありますので、貸し付け金額の限度、貸し付け利率及び償還期間は、政令で定めることにいたしております。

第二は、公庫の融資を受けて建設された相当の建築物を購入する者に対し、購入資金を貸し付け

ることにより、市街地の高度利用を一そう促進しようとするものであります。

第三は、現在個人住宅等に対する貸し付け対象を六十七平方メートル以上に伴い、貸し付け対象となる床面積の限度を引き上げ、今後の住宅事情の動向に対応できるよう、これを六十七平方メートル以上で主務大臣が定める床面積に改めようとするものであります。

第四は、大都市地域において、計画的かつ良好な住宅の供給を促進するため、地方公共団体等以外の民間住宅分譲事業者に対して、政令で定める利率の分譲住宅の建設資金を貸し付けることとするものであります。

第五は、新住宅市街地開発事業等大規模な宅地造成事業につきましては、宅地造成に要する期間が長期化しておりますので、償還期間を七年以内に延長するものであります。

第六に、民間住宅分譲事業者及び民間宅地造成事業者による住宅または宅地の譲渡価額の基準は、主務省令で定めることといたしております。

第六に、民間住宅分譲事業者及び民間宅地造成事業者による住宅または宅地の譲渡価額の基準は、主務省令で定めることといたしております。

第六に、民間住宅分譲事業者及び民間宅地造成事業者による住宅または宅地の譲渡価額の基準は、主務省令で定めることといたしてあります。

第六に、民間住宅分譲事業者及び民間宅地造成事業者による住宅または宅地の譲渡価額の基準は、主務省令で定めることといたしてあります。

第六に、民間住宅分譲事業者及び民間宅地造成事業者による住宅または宅地の譲渡価額の基準は、主務省令で定めることといたしてあります。

第六に、民間住宅分譲事業者及び民間宅地造成事業者による住宅または宅地の譲渡価額の基準は、主務省令で定めることといたしてあります。

第六に、民間住宅分譲事業者及び民間宅地造成事業者による住宅または宅地の譲渡価額の基準は、主務省令で定めることといたしてあります。

第六に、民間住宅分譲事業者及び民間宅地造成事業者による住宅または宅地の譲渡価額の基準は、主務省令で定めることといたしてあります。

多くの都市において、所要の技術者を確保することが困難であることから、緊急の施策として下水道技術者の効率的かつ流動的な活用をはかる制度の確立を早急にはかる必要があります。

このような下水道事業の執行体制の現状並びに地方公共団体の要望にかんがみ、国及び地方公共団体の出資による下水道事業センターを設立し、地方公共団体の要請に基づき下水道に関する技術的援助を行ない、下水道技術者を養成する等の業務を行なわせることにより、下水道の整備の促進に資されることといたしたのであります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります、次にその要旨を御説明申し上げます。

第一に、下水道事業センターは、地方公共団体の要請に基づき、下水道に関する技術的援助を行なうことが可能となる者に適正な費用の負担をさせることとして工事の促進をはかる必要があります。

第二に、本センターは、建設大臣が監督することといたしております。

第三に、本センターは、建設大臣が監督することといたしてあります。

第四に、本センターは、その目的を達成するため次の業務を行なうことといたしてあります。

第五に、本センターには役員として、理事長、理事及び監事を置くことといたしてあります。また、運営に関する重要な事項を審議する機関として評議員会を開くことといたしてあります。

第六に、本センターは、その目的を達成するため次の業務を行なうことといたしてあります。

第七に、本センターは、建設大臣が監督することといたしてあります。

第八に、本センターは、建設大臣が監督することといたしてあります。

第九に、本センターは、建設大臣が監督することといたしてあります。

第十に、本センターは、建設大臣が監督することといたしてあります。

第十一に、本センターは、建設大臣が監督することといたしてあります。

第十二に、本センターは、建設大臣が監督することといたしてあります。

第十三に、本センターは、建設大臣が監督することといたしてあります。

第十四に、本センターは、建設大臣が監督することといたしてあります。

第十五に、本センターは、建設大臣が監督することといたしてあります。

第十六に、本センターは、建設大臣が監督することといたしてあります。

を開發し、これを実用化することを促進するためには、本センターが長期借り入れ金をすることがあります。

第六に、本センターは、建設大臣が監督することといたしてあります。

第七に、本センターは、建設大臣が監督することといたしてあります。

第八に、本センターは、建設大臣が監督することといたしてあります。

第九に、本センターは、建設大臣が監督することといたしてあります。

第十に、本センターは、建設大臣が監督することといたしてあります。

第十一に、本センターは、建設大臣が監督することといたしてあります。

第十二に、本センターは、建設大臣が監督することといたしてあります。

第十三に、本センターは、建設大臣が監督することといたしてあります。

第十四に、本センターは、建設大臣が監督することといたしてあります。

第十五に、本センターは、建設大臣が監督することといたしてあります。

第十六に、本センターは、建設大臣が監督することといたしてあります。

第十七に、本センターは、建設大臣が監督することといたしてあります。

第十八に、本センターは、建設大臣が監督することといたしてあります。

第十九に、本センターは、建設大臣が監督することといたしてあります。

第二十に、本センターは、建設大臣が監督することといたしてあります。

第二十一に、本センターは、建設大臣が監督することといたしてあります。

第二十二に、本センターは、建設大臣が監督することといたしてあります。

第二十三に、本センターは、建設大臣が監督することといたしてあります。

第二十四に、本センターは、建設大臣が監督することといたしてあります。

第二十五に、本センターは、建設大臣が監督することといたしてあります。

第二十六に、本センターは、建設大臣が監督することといたしてあります。

てであります。

ただいま申し上げましたとおり、治水利水の両面から広域的に水管理を行なうため、河川管理者が、二以上の河川を連絡するいわゆる流況調整河川工事を行なう場合、新たに専用の施設を新設し、または拡張して流水を上用することとなる水利使用者に対し、当該流況調整河川工事等による費用の一部を負担させることができることとなりました。

この場合、工事及び管理につきましては、関係する河川の流水の正常な機能の維持に支障のない範囲内で行なうこととし、さらに、河川管理者は、この工事を行なうときは、関係行政機関の長との協議、関係都道府県知事等の意見の聴取、費用負担者の同意を得ること等の手続を経ることとし、負担金の額の算出方法、徴収方法等については、政令で必要な事項を定めることいたしました。

第二は、準用河川制度の拡大についてであります。

現在、河川法の規定を準用する準用河川は、一級水系または二級水系以外の水系についてのみ市町村長が指定できることとなっておりますが、一級水系または二級水系の末端のいわゆる普通河川については、管理体制が明確になつていらないものもあるため、不法上用等管理の不十分、不適切な点もあったことにかんがみまして、これら一級水系または二級水系の末端河川につきまして、市町村長が必要と認めた場合は区間を定めて指定を行ない、河川法を準用して適正な管理ができる方途を開いたものであります。

第三は、一級河川の指定手続の変更についてであります。

一級河川の指定は、国土保全上または国民経済上特に重要な水系をまず政令で指定し、これらの水系について、さらに、政令で名称、区間を明らかにして一級河川を指定することになつております。今回の改正におきましては、一級水系の指定について、従来と同様、政令で行ないますが、

一級河川の指定は、建設大臣が告示により行なうこととして事務の簡素化をはかるとするものであります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願ひいたします。

次に、ただいま議題となりました特定多目的ダム法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

政府におきましては、從来から国土の保全及び水資源の開発をはかるため、特定多目的ダム法に基づく多目的ダム建設事業を推進してまいりましたが、最近における産業の発展、人口の都市集中、生活水準の向上等に伴う水需要の増大は著しく、全国各地におきまして、緊急に水資源の開発を行なう必要性が一段と大きくなっているのであります。

しかしながら、現在の特定多目的ダム法においては、各利水者の容量配分、費用の負担等が確定してから多目的ダムの建設に着手することとなつておりますため、いわゆる都市用水の配分につき調整がつかない事情があります場合には、水資源の開発がことさらおくれる結果となりますので、逼迫した水需要に早期に対処していくためには、この点を改める必要があります。

以上がこの法律案の要旨を御説明申し上げます。第一に、建設大臣は、治水上及び利水上緊急に建設する必要のある多目的ダムで、水の需要が十分にあるものにつきましては、都市用水にかかるダム使用権の設定予定者が特定していらない段階であります。また、基本計画を定めまして、その建設に着手することができるなどいたしました。この場合には、相当の期間内にダム使用権の設定予定者及びその容量の配分等を定めることといたしております。

第二に、第一と関連しまして、多目的ダムの建設に要する費用のうち、特定していないダム使用

権の設定予定者の負担金に相当するものの財源に充てるため、治水特別会計におきまして資金運用部から借り入れ金をすることができる」といたしました。

この借り入れ金の償還は、その利子を含めましてその後に決定されるダム使用権の設定予定者が納付する負担金によりまかうこととしたとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願ひいたします。

次に、ただいま議題となりました特定多目的ダム法の一部を改正する法律案につきまして、提案は終わりました。

四案に対する質疑は後日に譲ります。

○亀山委員長 次に、建設行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際先ほど決議いたしました参考人からの御意見は、質疑応答の形式でお聞きすることにいたしましたと存じますので、さよう御了承願います。

○阿部昭吾君 質疑の申し出がありまます。阿部昭吾君。

○阿部(昭)委員 そこで、大臣にお伺いいたしましたが、今回の四十七年度予算、この中には大臣が所管をされておるたくさん建設予算が計上され

ております。この予算の性格は、円の大額り上げによって日本の経済が停滞をすると、そこで、公債一兆九千五百億円を含む大型予算で、特に公共事業を大いに強化をして景気の落ち込み

をサポートをする、ここに今回の予算のいわばねらいがあるというふうにいわれておるのあります。政府の、何といふですか、政権末期、いわばそういう状況から予算の審議が非常におくれます。建設大臣は、治水上及び利水上緊急に建設する必要のある多目的ダムで、水の需要が十分にあるものにつきましては、都市用水にかかるダム使用権の設定予定者が特定していらない段階であります。

第一に、建設大臣は、治水上及び利水上緊急に建設する必要のある多目的ダムで、水の需要が十分にあるものにつきましては、都市用水にかかるダム使用権の設定予定者が特定していらない段階であります。

第二に、第一と関連しまして、多目的ダムの建設に要する費用のうち、特定していないダム使用

判断をいま持つておられるのか。目的のとおりにいくのかどうかということを冒頭お聞かせを願いたい。

○西村国務大臣 景気の浮揚でございますが、これはいろいろな方によつて意見が違うと思いますが、しかしおおむね、ことしは膨大な公共投資をやることになつておるのは、その目的でございましておられます。

月ほどこれは施行がおくれるのではないかとういう見通しのもとにいまいろいろやつておる次第でございます。しかし、一ヶ月程度でございま思つております。もちろん、予算は約一ヶ月ほどこれは施行がおくれるのではないかとういう見通しのもとにいまいろいろやつておる次第でござります。

建设省としても工事促進の体制をいろいろなもの、まあ影響はないとは申しませんが、あまり大きい影響はないのではないか。また、建設省いたしましたが、それ以上の予算を相当地に上期に消化するということで、上期に七〇%以上四十六年度もやれといふような方針でやりましたが、それが、今年の予算をこなしました。したがいまして今

年も、それ以上の大きい予算でございまするから、建設省としても工事促進の体制をいろいろな相談をして今日までまいった次第でございまして、工事促進の体制、それはいろいろあります。

たとえば民間の能力を使うとか、また特に三月、四月、五月というのは会計検査のある月でござります。会計検査をこの三、四、五月にやると非常に工事施工の妨害になる、といつては失礼でございますが、非常に手をとられますので、この辺の検査の施行の日にちも会計検査院等と打ち合わせまして、適当な時期に検査をやつてくれとか、いろいろ工事促進の体制をとつておりますから、一ヵ月程度のおくれならば、まあ今後のやり方に

よつては取り戻せるのではないか。景気の浮揚はいつごろから浮揚するか、これはいろいろ見方があります。政府としては、秋ごろにはと期待してやつておる次第でござります。

○阿部(昭)委員 現場のほうでは、建設予算が非常に強化をされる、ところがこれを消化するいわ

ば人員の配置というのが非常なアンバランスが目立つておる。したがつて、都道府県や建設省の各出先の工事事務所等に参りますと、もうほとんど設計その他の徹夜、超勤、こういうものがものすごい。ある意味では限界を越えた状態になつておる。したがつて、最近では病人などが非常に多く出る、こういう状態なんです。したがつて、さつきの下水道事業センター、これもけつこうです。同じように——ただ民間に出せばいいというわけにはいかぬのじやないか。たとえば道路公団であいう不祥事が起つた。したがつて、民間に出せばいいという考え方は相当吟味をしてみる必要がある。かりに民間に相当のものを設計その他についても分担をさしていくにしても、監督、指導、管理、こういう責任は当然に行政当局が負わざるを得ない。そういう意味では、今後の事業を進めて行く上に、人的な配置についてもっと強化をしなければならないのではないか、こういうふうに思うのであります。

そこで、時間の関係で急いで申し上げますが、先般新聞に新しい第七次の道路整備五カ年計画の構想が伝えられておるのであります。これによりますと、総額二十兆円くらいのことになるのじやないか、こういつているようであります。したがつて、この第七次五カ年計画、新聞等の伝えるところによりますれば、七月をめどにして原案づくりを進めておるということであります。その構想、大要、大まかな中身、こういうものをこの機会にお示しを願いたいと思います。

○西村国務大臣 ただいまのは第六次で、四十七年度で三年目でございます。実は道路の計画資金としては多々ますます弁ずるということでございましよう。今までの道路計画もおおむね三年くらいで改定をしたということで、これから第六次をさらに第七次に改定すべきじやないかという意見があるようでござりますが、私個人としては、私はまだそれまで実は考えてはおりません。あるいは、今までの例で、第六次の金が足りないかを第七次に改定されるのじやないかという、いま

○阿部昭(委員) そうすると新聞に出たのは、これは建設省のあざかり知らぬものだということであり、今後第七次と、第七次の改定というようなこともないわけじやございませんが、いま断言するわけにはいきません。

までの経過からそういうことをいつておるのじやないかと思つております。もちろん建設省といしましては、これはこの程度では金が足らないから第七次というような事務的な調査はいたしておりますが、建設大臣としてはまだそういう指示をいたしておらないのが現状でございます。とにかくことしは、この四十七年度の予算をいま満足にこなすということで一生懸命やつておる。今後第七次と、第七次の改定というようなこともないわけじやございませんが、いま断言するわけにはいきません。

前からござります。それを受けての推測記事じやなからうかと考へられます。ましてや、これを見ますと二十兆円というふうな膨大な予算が書いてあるわけでございますが、これにつきましては私ども全く存じません。ただ、内部でいろいろ検討しておりますときに、もし改定したならばどうう、われわれが考えておるもののが一部入っておるようと思われますので、そういう点では、ある程度取材して、相当推測を交えて書いたものではなかろうかと思います。したがいまして、いま申し上げましたように、内容的にはいまのところほどんど何ら具体的に検討が進んでおらないのが実情でござります。

○阿部(昭)委員 わかりました。この第七次の計画、これはいろいろな面で非常に重要な問題だと思います。したがつて、具体的な計画策定の作業の経過段階においても、当委員会、国会に対しても構想を明らかにされて、民意を受けとめられるよう配慮してほしいというふうに思います。

都整備促進法に基づく工特の指定を受け、また首
都園整備法に基づく開発が行なわれておるわけで
あります。ここにおきまして五十五年以降におい
て工業用水が、大体見通しとして日量百八十万トン
というものが必要でございまして、御承知のよ
うに第一期はすでに二十一萬トンというものが完
成しているわけでございます。第二期の工業用水道
の建設工事につきましては、先ほども御質問のよ
りありましたように、建設大臣に対し事業認
定の申請が四十五年十月になされております。い
ろいろな手続を経まして、四十六年四月二十二日
に建設大臣の事業認定がなされて、告示がされて
おる次第でございます。

この現在の状況でござりますけれども、用地取
得につきましては九九・九%、ほとんど解決済み
のございまして、あと残る一部がまだ未解決のもの
のがござります。これにつきましては、これも御
質問にございましたように、四十六年十二月十八
日に裁決申請がありまして、収用委員会で二月二
十一日に第一回の審理を行なつておる次第でござ
ります。その部分を除きましては、大体第一期の
工事は概成しておると、ふうに受け取つておる
工事は概成しておると、ふうに受け取つておる

次第でござります。
○阿部(昭)委員 局長、なぜその一部がいまもめ
ておるかという御調査をされておりましたならば、

○高橋(弘)政府委員 その一冊につきましては、
そのもめておる事情 内容、これを御説明をいた
だきたい。

土地の所有者と——大体二十坪ばかりの土地の所有者您的ようでございますけれども、起業者である県の企業局の買又交歩がうまくいかないという

りの企画の写真を撮影しておこなう。そのように聞いておる次第でございます。詳細につきましてはまだ私ども調べておりません。

○阿部(昭)委員 そこで、ぜひこれは一ぺん、事業認定をやつたのが建設大臣でありますから、おの全体計画からいえば二十坪のわずかの土地です。

が、なぜもめておるのか、もめておる経過、内容を建設省は詳細に調査をする必要があると思います。

そこで、そのことはまだあとで申し上げますが、百八十万トンの日量の水資源が必要だ、こういわれております。これはどういう計算と調査と判断の上に立つてそういうあれば出されておるのかということですね。大臣のこの所信表明によりますと、「水などの国土資源は、国民全体の貴重な資産であるという認識に立つて、これらの資源を有効に利用しつつ自然環境の保全と調和した開発が進められるよう」云々と、こういう所信が述べられておるのである。鹿島開発の全体計画の中で、あの霞ヶ浦、北浦という湖から百八十万トンという取水、工業用水、これははたしてこの大臣の表明されております、水は国民全体の貴重な資産だ、したがつて有効な利用をしていかなければならぬという觀点と一致するものなのかどうか、これが一つ。それから、百八十万トンという水を取つてだいじょうぶなのかどうか、この点はどうでしょうか。

日本の開発が進められておる地帯があるわけである。そことのかかわりでこの鹿島というものを考えると、水をものすごくむだ使いをする、こういうふうに思うのです。大体百八十万トンの水を取つたならば、あの周辺の農業なり漁業なりといふものは決定的な打撃を受けることになる、こう思うのでありますて、それは通産省の所管ですと言つたのですが、水そのものは、この大臣の所信で言われておる国民全体の貴重な資産だ、こういう観点からいえば建設省がやはり、この計画がいいのか悪いのか、もうめでやくらやな水のむだ使いをさしてはいるのかどうかということなどについては——これは建設省はあずかり知らぬということになるのでしょうか。たとえば通産省で出していくものは企業側の立場に立つて全部オーケーなんだ、水なんかどんなにむだ使いをやってもかまわぬということには私はならぬのじやないかと思うのです。

その時点におきましては一応、水の需給の問題、あるいはそれぞれの需要の緊要度、あるいはその内容、こういったものが調整されておるわけでござります。ただし、五十年より以降の問題につきましては、現在経済企画庁を中心にして調査をいたしておる次第でございます。

○阿部(昭)委員 この問題は私深く追及することをいたしませんが、日量百八十万トンの取水、この理諭的な調査の根拠ですね、この資料はぜひひとつ御提出願えるように、経済企画庁なり通産省なり建設省、協議をして出してほしい。私の判断では、どうもよその工業開発に比べますと、水をものすごくむだ使いをする、こういう組み立ての上に成り立つておるようと思われてならぬのであります。そういう意味では正確に調査をした資料というものを御提出願いたいということを希望いたします。

○西村国務大臣 たいへん水は大事でございます。あなたの言うとおりです。これは、あなた百八十万トンと言うけれども、この調査には昭和五十年の時点で百二十万トンと書いてありますが、まあいずれにいたしましても、水は大事ですから、そういうの通産省が使うのだからといってこっちが黙つておるわけにいきません。有効に使わせなければならぬと思います。

それから収用法の問題も、これは私はいま初耳でございます。何らかの理由があるのでしよう。これもやはり事業認定をした建設省としては、その善悪は別として、どちらがいい悪いは別として、私のほうも事業認定をした以上、一応確認をしておきたい、かように思っております。私はいま初耳でございますから、調査をさせて、いずれ御報告申したいと思います。

○阿部(昭)委員 私は大前提として申し上げますが、従来、企業の地方進出なりあるいは日本の工業のいわばバランスのある配置、こういうものを進めることについて、きわめて積極的に賛成の立場に私は立ってまいりました。しかし、そ

のことと、いま現実に起こつておる、水はまだ使ひをするし、公害はどんどんたれ流すし、企業と行政が癒着をして妙なむちやなことをやつておる。これを野放しでよろしいかということ、日本の工業なり産業というものをバランスのある配置をやって、国全体をほんとうに理想的な発展を遂げさせようという、われわれの持つておる目標と、だからといって何をやつてもよろしいということとは全然別の問題だ。こういう観点でいま問題を提起しておるわけであります。私がこの問題に深い関心を寄せましたのは、私の調査によりますとたくさんの問題があるのです。第一に、あとで正確な調査を建設省のほうでやつていただかなけれども、昨年の四月二十二日、ここで事業認定が行なわれた。そのときには、公害の起ころらぬ、農工両全の理想的な開発をするのです。それが鹿島臨海工業地帯の開発であります。そこでその一環をなす第一期二十万トンの水はもうすでに通水されておる。第二期の六十万トンがいまの土地収用委員会で争つておる問題。第三期が六十万トン計画されておる。

そこで第一期の問題——事業認定の際に、たいへんりっぱな、公害のない、理想的な農工両全の鹿島の開発をやるのだといつて、事業認定申請書が根本大臣に出されておる。これはおととしの暮れです。そして四月の二十二日に建設省によつて事業認定が行なわれたのです。事業認定が行なわれた段階の以降に、私が非常にこの問題に关心を寄せましたのは、最初は七十九平米の土地に送水管を通す、使用権を使用するというもののなんでありますから二万二千円くらいの補償費ということで話し合われた。これが四月の十七日。これは県の関係者が行つて、いままの争つておる地主に對して折衝されたことであります。それが次の段階では、間もなく十一万六千円何がしに補償費がはね上がつた。第三段階は、七十九平米の土地にパイプを埋め込む使用権だけで五十万円になつた。二十坪余りの土地の使用権が。その次は、四月の末には百万円になつたのです。そして、そこまでならばまだしも、最後

に補償費が一千万円になつてゐるのです。一千万円になつて、そのお金はちゃんと持ち込まれているのですよ。通帳にちゃんと入つておる。これはどうもおかしい。やはり補償費なんというものには一定の基準があつて、こつちはごねてつり上げようというものが目標じやない。事業認定申請の中に公害のない、農工両全の理想的な開発をやるといつておるのでですが、いま現実に鹿島は三〇%くらいの開発の進捗度にあると思うが、そこでもうものすごい、重金属、有害物質はどんどん排出をされるし、シアンはたれ流しほうだい、亜硫酸ガスはどんどん大気を汚染していく。したがつて現実の状況は事業認定申請の趣旨と違つじやないか、このことを何とかするのでなければ私は協力できませんよ、一千万円持つてきただが、この金はどこから出でるのか私はわからぬというので、それを突っ返して、収用委員会でいま争ひにいつておつたら一千万円ちゃんと持つてこられて払い込まれるなんて、こういうむちやなことはあってはいかぬことだと私は思う。したがつて、こういう経過については、これは政治に対する、行政に対する国民の不信感を招くことになりますので、思われるのあります。そういう意味で厳格な調査をやつてほしいのです。

そこで、建設省には農工両全の、公害など出さぬりっぱな開発にする、その一環としての工業用水です、こういつておるのでね。当時もうすでに申請の内容に盛られておる事実と現場で起こつておる状況は全然違うのですから、事業認定申請が出されてから認定するまでの間、建設省はどういう調査をやられたのかということをひとつお聞かせを願いたい。

○高橋(弘)政府委員 いまの御質問にお答えする

に補償費が一千円になつておるのです。一千円になつて、そのお金はちゃんと持ち込まれているのですよ。通帳にちゃんと入つておる。これはどうもおかしい。やはり補償費なんというものには一定の基準があつて、こつちはごねてつり上げようというものが目標じやない。事業認定申請の中に公害のない、農工両全の理想的な開発をやるといつておるのでですが、いま現実に鹿島は三〇%くらいの開発の進捗度にあると思うが、そこでもうものすごい、重金属、有害物質はどんどん排出をされるし、シアンはたれ流しほうだい、亜硫酸ガスはどんどん大気を汚染していく。したがつて現実の状況は事業認定申請の趣旨と違つじやないか、

前に、先ほどの土地所有者の補償額の問題でござります。私ども、最近の、先生のおつしやつたことは実は聞いておらない次第でござりますけれども、裁決申請が収用者である県から収用委員会に出でております。これは昨年の十二月十八日でござります。この裁決の補償の見積り総額は二万七千八百六十六円となつておる次第でござります。そこで、私どもそれ以外のこととは実は聞いてない次第でござります。その点も十分調査させていただきます。

それからただいまの御質問でござりますけれども、事業認定の申請があつたときにおきまして、

その中で確かに、先生のおつしやるような、公害を起さないというようなことも書いておるのでござります。この鹿島の開発をやる場合におきまして、あそこの知事さんがよく言つておられるようになります。先生もただいまおつしやいましたように、

ながら行なつてるのは御承知のとおりでございますけれども、そういうことから事業認定申請書に

私もそういうのが出ております。私どももちろんそういうことができると期待いたしております。

それに、先生もただいまおつしやいましたように、

農工両全といふことで、そういうものを理想にし

ます。同時に公害の問題につきましては、公害関係のいろいろな立法が一昨年のいわゆる公害臨時

国会におきましてもなされております。そういう

規定の立法がなされて、それに基づく規制が

され、さらにまた県におきましても、条例におき

まして加重した基準というものをきめておる次

第でございまして、そういういろいろな措

置によりまして、そういう権限のある行政機関の

監督とか規制によりまして、國民の生命と健康、そ

ういうものが十分守られるということを前提にい

ます。

しかしながら実態におきましては、私ども十

分に承知しておりませんが、今後の地域開発とい

う面におきましても、鹿島のみならず全国どこで

もそうでござりますけれども、地域開発と環境問

題といふことは非常に重要な問題でござりますか

題といふことは非常に重要な問題でござりますか

も、事業認定の申請があつたときにおきまして、その中で確かに、先生のおつしやるような、公害を起さないというようなことも書いておるのでござります。この鹿島の開発をやる場合におきまして、あそこの知事さんがよく言つておられるようになります。先生もただいまおつしやいましたように、

ながら行なつてのは御承知のとおりでございますけれども、そういうことから事業認定申請書に

私もそういうのが出ております。私どももちろんそういうことができると期待いたしております。

それに、先生もただいまおつしやいましたように、

農工両全といふことで、そういうものを理想にし

ます。同時に公害の問題につきましては、公害関係のいろいろな立法が一昨年のいわゆる公害臨時

国会におきましてもなされております。そういう

規定の立法がなされて、それに基づく規制が

され、さらにまた県におきましても、条例におき

まして加重した基準というものをきめておる次

第でございまして、そういういろいろな措

置によりまして、そういう権限のある行政機関の

監督とか規制によりまして、國民の生命と健康、そ

ういうものが十分守られるということを前提にい

ます。

○阿部(昭)委員 事業認定の申請がございますと、御承知のようにこれの根本は公共の利益となる事業かどうかというものが根本でございます。また、その起業者といふものがいわゆるその三条の適格業者かといふことが第二の問題でございます。その点につきましては、御承知のすでに工業用水道事業法に基づく公共事業でござりますから、

これは事業者として適格でございます。先生のおつしやつたように、事業認定をする要件といつては、十分権限のある行政機関がこの公害問題についての十分なる措置をとることを期待

ら、私どもそういう見地に立ちまして十分ひとつ実態を調査して、また御報告申し上げたいといふに考えておる次第でござります。

○阿部(昭)委員 次第でござりますけれども、裁決申請が収用者である県から収用委員会に出でております。これは昨年の十二月十八日でござります。この裁決の補償の見積り総額は二万七千八百六十六円となつておる次第でございまして、私どもそれ以外のこととは実は聞いてない次第でござります。その点も十分調査させていただき

ます。

それからただいまの御質問でござりますけれども、事業認定の申請があつたときにおきまして、

その中で確かに、先生のおつしやるような、公害を起さないというようなことも書いておるのでござります。この鹿島の開発をやる場合におきまして、あそこの知事さんがよく言つておられるようになります。先生もただいまおつしやいましたように、

ながら行なつてのは御承知のとおりでございますけれども、そういうことから事業認定申請書に

私もそういうのが出ております。私どももちろんそういうことができると期待いたしております。

それに、先生もただいまおつしやいましたように、

農工両全といふことで、そういうものを理想にし

ます。同時に公害の問題につきましては、公害関係のいろいろな立法が一昨年のいわゆる公害臨時

国会におきましてもなされております。そういう

規定の立法がなされて、それに基づく規制が

され、さらにまた県におきましても、条例におき

まして加重した基準というものをきめておる次

第でございまして、そういういろいろな措

置によりまして、そういう権限のある行政機関の

監督とか規制によりまして、國民の生命と健康、そ

ういうものが十分守られるということを前提にい

ます。

しかしながら実態におきましては、私ども十

分に承知しておりませんが、今後の地域開発とい

う面におきましても、鹿島のみならず全国どこで

もそうでござりますけれども、地域開発と環境問

題といふことは非常に重要な問題でござりますか

する次第でございます。

○阿部(昭)委員 局長、私は何もあなたを責めておるわけじやないのです。私の申し上げておりますのは、公害を起させない、農工両全の理想的な開発をやります、その中の一環として第二期工業用水道はどうしても必要です。したがって、いまどうしても公害をなくさなければ協力できないといつてがんばつておる者がおるので、一千万ずつ金を持っていゝたけれどもなかなか承知ならぬというので、内容からいえばこの土地の収用法と、こういうことになつてきたのだ、こういうように思ひます。しかし茨城県は、一千万持つていつたこともおそらく局長のところに言わぬと思うのです。それから公害がどんどん出でておることも言わぬだらうと思うのです。したがつて役所のほうとしては、この申請のとおりだというふうに思つて事業認定を実はやつたんだらうと思うのです。現実にはどんどん重金属、有害物質もたれ流しだし、あるいは亜硫酸ガスもたいへんな濃度になつておるし、あるいは海洋汚染もどんどん進んでおる、こういう状況の中でこの申請が提出されておる。思ひますが、ちょっとお伺いしたいのですが、こういう場合に、前の公害関係法が全然まだ日の目を見ておらぬ段階と、いまのよう公害の問題のここまで法制化されてきた段階とでは、私ども相当、同じくいう問題の場合に違うんじやないかという考え方なんですが、その辺はどうでしよう。

○竹内説明員 お答えいたします。

公害関係の諸法令は四十五年の暮れのいわゆる公害国会で非常に大幅に整備されたわけです。またそれに伴いまして、各種の排出規制等も非常にきびしくされてしましました。ただいま御指摘のありました硫黄酸化物につきましても、昨年の六月二十三日付の大気污染防治法関係の政令、省令におきまして、さらに昨年の暮れの十二月二十五日付で硫黄酸化物のK値の規制というのを一段ときびしくしたところでございます。また水質関係につきましても、

水質汚濁防止法の制定に伴いまして、有害物質の排出規制等につきまして大幅な強化をはかつてきましたところでございます。したがつて、いまとしては、それぞれの地域における公害防止という問題については、現在の体制が必ずしもこれで十分だと言いたることは非常にむずかしいかと思ひますけれども、少なくとも当面私どもの考えられる限界点においては最善を尽くしてまいりたい、かように考えております。

ただ、その間におきまして都道府県におきましても、公害防止関係の法令の中にはそれぞれ上乗せ基準というものがございまして、国の基準をさらに上回ったきびしい基準をものによって設定であります。これから公害がどんどん出でることも言わぬだらうと思うのです。したがつて役所のほうとしても、たとえば塩化水素あるいは弗素、それから氯化水素等についての上乗せ条例を設定をしておるようでございます。また環境庁といたしましては、鹿島地区につきましては第三次の公害防止計画の策定といふことを前提にいたしまして、現在在公害防止計画の策定のための準備をしていると

いう形でございまして、総論的に「十分お答えいたしました」と存じますが、私どもいたしましては、鹿島地区における大気汚染あるいは水質汚濁の状態といふものが、現段階ではともかくいたしましたが、今後、現在の約三〇%程度の立地というものがさらには展開をしていきますときには、相当の汚染物質の排出その他が増大されるということが予想されますので、公害防止計画を策定をし、あわせて関係諸法令の排出基準等のよりきびしい制約というもとで鹿島地区の公害防止について最善をつくしていきたい、かように考えておるところでございます。

○阿部(昭)委員 抽象的な答弁で、どうもじーんときませんね。

そこで建設省の計画局長、私がさつきお伺いしたのは、申請から事業認定するまでの間に具体的にどういうことをやつたのか。それについて茨城の起業者を呼んで説明を聴取をしたとか、あるいは地元の町村長その他の関係団体の代表を集めて

いろいろ事情を聴取したとか、そういう具体的な

ことをおやりになつたのかどうか。なつたとすれば、やつた際のそういう記録や何かがあるのかどうか。この点もひとつお聞かせを願いたい。

○高橋(弘)政府委員 申請がありまして認定するまでに地元に対しても御承知のその事業計画の縦覧をいたします。これについての意見書が提出でき

るのですが、意見書は全く参つております。それから県につきましては、本省に来てもらつてその内容をいろいろ聞いたわけでございます。また河川局につきましても、さつきお話しございまして、さうな利水上の問題につきまして可能性があるかどうかというようなことも意見を聞いたというふうなことで、県につきましては数度いろいろ意見を聞いて、そうして認定をいたした次第でございます。

○阿部(昭)委員 さらに、関係市町村や地域にありますいろいろな団体等の意見は聴取されましたか。

○高橋(弘)政府委員 建設大臣が事業認定する場合におきましては、事業認定の際にはそれを市町村長に送付いたしまして、市町村長がこれに基づいて今度は縦覧という手続をとるわけでございまして、市町村もそういう面におきましてはこれを十分承知をして、そしてその地元の意見が出てくるというふうに考えておる次第でございます。

○阿部(昭)委員 私が聞いておるのはそうじやなくて、あなたのほうでどういうことをやつたかと聞いておる。いまわかったのは、茨城県からは来てもらいました、それから河川管理者等の意見も聴取しましたということでありますから、その聴取の際のいろんな議事録のようなものはござりますか。

○阿部(昭)委員 まだいま担当者に聞きましたが、そういうことは聞いてないそうでございませんか。

○高橋(弘)政府委員 ただいま大臣でもいいんですが、こういう確認書がある。それから、公害は出さない、農工両全で理想的ないへんりっぱな開発をやるといつておきながら、重金属、有害物質がどんどん出でるし、亜硫酸ガスは出るしという状態がそのままになつておる。この状態だとすると、事業認定の申請書は建設省、建設大臣をペテンに

かけおる内容だと私は思ひ、事実と違うのですから。私はその意味で、建設省は、こういう種類のものが出了場合にいろんな事情聴取をやるとか調査をするとか、こういうことはもうちょっと正確でなければならぬよう気がするのです。正確を欠いて行なわれた事業認定というのはちょっと問題なんじやないでしようか。この辺はいかがでしよう。

○高橋(弘)政府委員 私ども事業認定をいたしておりまして、その審査をする場合におきましては、申請から事業認定するまでの間に具体的にどういうことをやつたのか。それについて茨城の起業者を呼んで説明を聴取をしたとか、あるいは地元の町村長その他の関係団体の代表を集めて

いたしておりますけれども、場合によつては事業認定を拒否いたす場合がございます。したがつて

聞きばなしということももちろんございませんが、この点もひとつお聞かせを願いたい。

○阿部(昭)委員 茨城県を呼ばれたということでおやりになつたのかどうか。なつたとすれば、やつた際のそういう記録や何かがあるのかどうか。この点もひとつお聞かせを願いたい。

○高橋(弘)政府委員 申請がありまして認定するまでに地元に対しても御承知のその事業計画の縦覧をいたします。これについての意見書が提出でき

るのですが、意見書は全く参つております。それから県につきましては、本省に来てもらつてその内容をいろいろ聞いたわけでございます。また河川局につきましても、さつきお話しございまして、さうな利水上の問題につきまして可能性があるかどうかというようなことも意見を聞いたというふうなことで、県につきましては数度いろいろ意見を聞いて、そうして認定をいたした次第でござります。

○阿部(昭)委員 茨城県を呼ばれたということでおやりになつたのかどうか。なつたとすれば、やつた際のそういう記録や何かがあるのかどうか。この点もひとつお聞かせを願いたい。

○高橋(弘)政府委員 まだいま大臣でもいいんですが、この確認書があるということは御存じだったでしようか。茨城県から説明があつたでしようか。

○阿部(昭)委員 ただいま担当者に聞きましたが、そういうことは聞いてないそうでございませんか。

○高橋(弘)政府委員 ただいま大臣でもいいんですが、こういう確認書がある。それから、公害は出さない、農工両全で理想的ないへんりっぱな開発をやるといつておきながら、重金属、有害物質がどんどん出でるし、亜硫酸ガスは出るしという状態がそのままになつておる。この状態だとすると、事業認定の申請書は建設省、建設大臣をペテンに

かけおる内容だと私は思ひ、事実と違うのですから。私はその意味で、建設省は、こういう種類のものが出了場合にいろんな事情聴取をやるとか

調査をするとか、こういうことはもうちょっと正確でなければならぬよう気がするのです。正確を欠いて行なわれた事業認定というのはちょっと問題なんじやないでしようか。この辺はいかがでしよう。

○高橋(弘)政府委員 私ども事業認定をいたしておりまして、その審査をする場合におきましては、申請から事業認定するまでの間に具体的にどういうことをやつたのか。それについて茨城の起業者を呼んで説明を聴取をしたとか、あるいは地元の町村長その他の関係団体の代表を集めて

るいろいろな方面から説明を聞いて、そして認定をいたしたわけでございまして、その間におきまして、さつきも何回も申し上げましたように、たとえば公害の問題につきましては、現在の法律によりまして十分強い規制、監督が行なわれる、そういうことで公害は発生しないという前提でいずれも事業認定いたしたわけでございます。その時点におきまして、私どもこれについて何ら不足があるというようなことは考えてない次第でございますけれども、先生のおっしゃるとおり、事業認定につきましては最近相当数も多うございますし、また複雑な内容のものもございますので、今後も十分そういう慎重な調査をいたしまして、そうして事業認定をするかどうかをきめたいというふうに考えておる次第でございます。

○阿部(昭)委員 そこで大臣、お伺いいたしますが、いま土地収用委員会で争われている。その際に、つまりいまの鹿島工業開発というのは公害も起こさぬし、農工両全でりっぱな理想的な開発、こういうことであったが、そのとおりなつておらぬといふところに紛争があるわけであります。したがって、いま土地収用委員会で争われようとしておる内容は、もういまのままのやり方は、企業の利益にはなつても、公害たれ流しそのままというのいや、公益性、公共性というものを疑わざを得ない。そこに公共性、公益性を認めるわけにはいかぬというところで実は争いになつておる。そうすると、土地収用委員会の会長さんは民法学者で、いま非常に苦惱されております。土地収用委員会といふところは、公共性、公益性、つまり工業用水道事業の公共性、公益性について争うべき場所なのかどうか。公益性、公益性についてはすでに建設大臣が事業認定を行なった段階のときすべてオーケーということでおつておることなんじやないか。したがつて、土地収用委員会といふものがいまさらこの事業の公共性、公益性といふものを云々するということは一体どうなんだろうか。しかしながら、この事業認定された以降の段階での情勢は、公害関係法が全部整備されてき

ておる。ますますそれが強化をされるという段階になつてみれば、公害たれ流しの企業というものがそのままじや、公共性、公益性一〇〇%といふことが問題になります。それで、公害たれ流しの企業といふことは、もちろんあなたの言うようにあらぬにはなり得ないよう思つたがつて、大臣が認可をした段階といまの段階との、法制的あるいは社会的客觀情勢の変化というものを考慮に入れれば、この問題の論議、審議をせずに決断を下すというわけにはいくまいという判断をしなければならぬのではなかろうかと思うけれども、なお慎重に考えたい、こういう言い方をあらねば、この問題の趣旨と現実が相違して決断を下すというわけにはいくまいという判断をしなければならぬのではなかろうかと思つたがつたからも、まあそこで非常におそれております問題は、——今度建設省の大臣のほうは、すべて公共性、公益性に合致した事業なりとして認可をしたに相違ない。現状はどんどん公害たれ流しですから、いまあそこで非常に下水道部もたいへん努力をされるのだと思うのですが、下水処理施設や何かをいろいろやられると思うのです。それと通産省とのかかわり合いを持つのじやないかと思うのですが、産業公害、そういう排水や何かを処理する施設等もつくるうといふ段階にあるのだと思う。そうすると、重金属、有害物質の処理というものはどうしても企業の側でやつてもらわぬと、微生物処理をする機能の中に重金属が流入してきておつたんじや、微生物処理機能というものが全部こわされてしまふ、めちゃくちゃにされてしまうという問題等もあるわけであります。したがつて、いま茨城では、鹿島の場合の企業のあり方を見ると、水を大量にむだ使いすることによって——絶対量はものすごいものが出ておるのだが、水をものすごいむだ使いして薄めて出せばいいじやないかという考え方なんです。薄めようと何であらうと、鹿島の海は、あの辺に絶対量のものすごい量の有害物質がどんどん排出されてくる。その水それだけをすくつてみた段階では、わりと公害基準に合致しているじやないか。シアンや何かはそういう意味では分解可能なかつても、有害物質、重金属類なんかはそう簡単には分解せぬわけですから、問題は絶対量と

かいろいろな問題が起つたんではかなわぬといふことで、地元がたいへん心配しておるという経過があるわけであります。そういう意味で、この申請の趣旨と現実が相違をしておる場合に、建設省は一体いかなる態度をとるのか。このことが明らかにされたならば一体建設省はどういう態度をとるのか。認定をやつちやつたからもうかつてにどうぞ、企業利益で、一千五百の札束で抵抗する住民はやりながらどんどん進めよといふことでいくのか。そうはいかぬぞ。やはりもう一べん根本問題を突き詰めてみよう、調査をしてみよう、その中でいろいろ事態の解決のしかたを考えようということになるのかどうか。もしそうでないというなら、私どもはもつと根本的な——あまり好みには合いませんけれども、こういう一千万の金の動きなんて単純なことじやないとと思う。どこでこの金を一体出したのか。企業が出して、そして県の役人を通じて流れ出ておるというふうに大体私ども見ております。そういう面から見ると、どうもこの金の出どころは企業が出て、そして行政なり政治は根本的な点で、企業に対して要求すべき公害施設や何か、きつとしたものをやらせていくということであらねばならぬのじやないかと思うわけです。そういう意味でいうと、一つには、建設大臣はこの事態を調査して、やはり事業認定をやつたという責任は建設省にあるわけでありますから、その事態が明らかになつたところで、いろいろな事実は違う、公害対策はきつとやられていないといふことになつたならば、事業認定そのものをどうするのかというようなことまで含めて、建設省は含めて御答弁を願いたいと思う。

○西村国務大臣 私はこの件は初耳でございますが、とにかく事業認定をするというそれ自身はやはり私権を制限するということにつながつておる

のでございますから、公共のために私権を制限することはある事業に相当するんだということを証明するわけでござりまするから、事業認定を許可は十分建設大臣の責任あることでございます。しかし、そうかといつて、たとえばやつてみたら予期しなかつたことが起つた。予期しなかつたことが公害で起つた。初めのときはそうではなかつたけれども、予期しない公害が起つたが、その段階ならばもう一べんそれは取り消しができるかできぬかといふことは、これはなかなか法律上の問題ももう少し調査しなければならぬと思うであります。環境庁の法律ができたんですから。しかし、それは法律の前後の問題がございますから、これは十分予期しない公害があるんだから、それは前のやつを取り消すべきだといふことは私はここでは断言できません。しかし、いずれにしましても、行政上、そういうあなたがおっしゃるようなことが事実といたしますれば、それはもう金を払つて、そして懲罰をするほかないなんといふようなことは、やはりこれはあまりよくないことだ。これは裏でやつておることでしようけれども、いずれにしましても、やはり妥当な線でものことは解決しなければならぬと私は思います。したがつて、建設省がもう認定をしたのでござりまするから事後でござりまするけれども、できるだけ調べてみたい、かのように思つておる次第でござります。今後そういう事件があつてはいいへんでござりまするから、事業認定については、私権を制限するということが、それでもつてきまるのですから、十分注意をいたしたい、かのように思つておる次第でございます。

○阿部(昭)委員 大臣、ちょっと私はすらつときませんね。というのは、事業認定をやつた段階で予見せざる事態、これが起つたとしても当時の判断を変えるわけにはいかぬ——大臣、こういうことなんですね。予見じやなくて、その当時すでに問題は起つておつたわけで

す。公害や何かどんどん起つておった。したがつて建設省がもし、事業認定申請の内容のとおりであるかどうかということを、公害なき、農工両全の理想的な開発であるのかどうかということを正確に調査をされたとすれば、あるいは茨城県知事あるいは鹿島町長また関係者との間で確認されておる確認書、強制収用は行なわぬといった確認がかわされておる。こういう事態の調査等々を十分行なつたとするならば、私は四月二十二日の事業認定というのはこう簡単には出されなかつたんじやないかと思うわけですね。予見される事実じやなくて、調査しなかつた事実なんですね。これは一体どうなるでしよう。したがつて、私もいまさら、少なくとも建設大臣が一ぺん認定をしたものを取り消すなんということは簡単にはいくまいとは思う。それだけに問題の本質は、とにかく一千萬、わずか二十坪余りの土地にパイプを埋めるだけの補償費表向き二万二千円。それをどんどん上げてくるから、それでは契約書の中にそのことを記載できるのですかと言つたら、それはできません表にのつけるのは二万何ぼだけです。あとのものは別です。こういう県庁の役人の説明なんだそうであります。そこで、だんだんつり上がつて、一千萬持つてきて、ちゃんとこのとおり通帳に入つておるのでよ。どう考えて納得いかぬというので突き返して、なぜそれなら公害なき、農工両全のちゃんとした鹿島開発をやらぬのかといつて、いま収用委員会で争いになつておる、こういう段階なんですね。

私はこの事態を考えると、やはり予見せざる事がその以降に起つたのじやなくて、その当時建設省が調査しなかつたがゆえに、具体的な事實をはつきりつかみ切れなかつたがゆえに、この茨城県当局の事業認定申請をそのまま信用して實際上は認定をやつたというのが過誤なわけです。だからといって簡単に取り消しできるとも私も思わない。思ひぬが、やはり今後の問題解決については、おれのほうは認定をやつたんだからあとは茨城県だ、茨城県の収用委員会の中でやつていれば

いいのじやないかという問題ではなくて、今後はがつて建設省がもし、事業認定申請の内容のとおりであるかどうかということを、公害なき、農工両全の理想的な開発であるのかどうかということを正確に調査をされたとすれば、あるいは茨城県知事あるいは鹿島町長また関係者との間で確認されておる確認書、強制収用は行なわぬといった確認がかわされておる。こういう事態の調査等々を十分行なつたとするならば、私は四月二十二日の事業認定というのはこう簡単には出されなかつたんじやないかと思うわけですね。予見される事実じやなくて、調査しなかつた事実なんですね。これは一体どうなるでしよう。したがつて、私もいまさら、少なくとも建設大臣が一ぺん認定をしたものを取り消すなんということは簡単にはいくまいとは思う。それだけに問題の本質は、とにかく一千萬、わずか二十坪余りの土地にパイプを埋めるだけの補償費表向き二万二千円。それをどんどん上げてくるから、それでは契約書の中にそのことを記載できるのですかと言つたら、それはできません表にのつけるのは二万何ぼだけです。あとのものは別です。こういう県庁の役人の説明なんだそうであります。そこで、だんだんつり上がつて、一千萬持つてきて、ちゃんとこのとおり通帳に入つておるのでよ。どう考えて納得いかぬというので突き返して、なぜそれなら公害なき、農工両全のちゃんとした鹿島開発をやらぬのかといつて、いま収用委員会で争いになつておる、こういう段階なんですね。

私はこの事態を考えると、やはり予見せざる

いいのじやないかという問題ではなくて、今後は

が、いろんな問題についてこういうやり方で企業

と行政当局が連携をして、こういうむちやな

ことで公害はどんどん見のがされていいか。私

は開発に賛成ですよ。だからといって、公害、ど

んどんたれ流してよろしいということにはならぬ

と思う。水なんてどんなにむだ使いやつてもよろ

しいということにはならぬと思う。そういう意味

ではやはり建設省の立場というものはもつと正確

なことでなければいけないのじやないかと思うわ

けです。そういう面での考え方。

それから環境庁は、こういう問題、どんどん公

害が広がつて行く、それも、その当時は確かにま

だ環境庁は独立した機関ではない時代、環境庁發

足以前の段階のことでしたといえます。それまでなん

ですけれども、現実にいまこういう問題がずっと

起つておる。私がさつきお尋ねをした、水をう

んどむだ使いして重金属、有害物質をうんと薄め

て出せば、水をやくつてきて調査をした限りで

は基準に合つておるんじやないかといつれども、

排出をされて蓄積をされていく有害物質の總体量

というもの、もうそれが一番おそろしい問題だろ

うと思う。

〔委員長退席、天野（光）委員長代理着席〕

この問題に対し、正義の味方黄金バットのよう

な環境庁は、一体どういう基本的な態度に立とう

とするのかといふこともお聞かせを願いたい。

○山中説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘の鹿島地区の問題につきましては、

茨城県が水質汚濁防止法第三条によりまして一月

に排出基準をつくりまして、特にシアンにつきま

しては検出しないというような基準をつくつてお

りますので、そういうような希釈というのは、希

釈して大量に流すというの意味がなくなつてき

ております。それから微量重金属につきましては、

これは全国的な問題でして、公害対策特別委員会

等におきましても量的規制につきましてはどうす

るかという問題、再々出ておりまして、私どもと

いたしましては、やはり先生御指摘のように量的

規制といふ方向に向かわざるを得ないだろう、こ

ういうように一応考へております。ただ現実問題

といたしまして、量的な規制を行なう場合には、

一応その基準に違反するかどうかというふうな基

準が必要なわけござりますけれども、現在のい

わゆる測定技術等によりますと、そういうふうな

完全な量というものを把握するということは非常

に困難な面がございます。そういうことで、現在

われわれ考へておりますのは、排水量と水質との

二本立ての規制を検討中でございます。

○阿部（昭）委員 大臣、後段のほうはどうですか。

つまり、予期せざる事実じやなくて、その当時か

ら起つておつたが、調査しなかつたがゆえに

明らかにならなかつた、そこで事実認定をやつて

おる……。

○西村國務大臣 とにかく、原則的には私権を制限

するんだから十分調査しなければならぬ。いまの

時点ではいろいろ、知事と町長との申し合せを

いつやつたのか、それを先にやつておつて、それ

から、それではいかぬものだから認定をやつてしま

たのか、これは事実関係も少し調べないと軽々に

は言えないと思います。しかし、いずれにしても

相当にトラブルがあることでござりますから、私

のほうも責任官庁として十分大いに調査はしたい。

調べたい。また通産省等におきましてもどういう

ような考え方をしておるかどうか、その辺も少し聞

いてみないと軽々には論じられない、かよう考

えるわけでございます。

○阿部（昭）委員 大臣、知事と町長との他の確認

書は四十年の六月二十九日にかわされておるもの

なんです。そのときには「理解と協力によつて推

進する方針を堅持し、強制収用は行なわない」と

いう確認書があつたにかかわらず、一千万の裏金、

買収費を積んでやらざるを得ないという段階になつ

ているわけです。これは補償基準の問題ももち

りません、二万何ぼが妥当かどうかについて争いはあ

りますが、それだけならば、一千万も持つていつ

たのですから、補償基準の争いだけならきまつて

います。

この問題だけで時間をとつてしまつましたが、私ども前

提として、企業の地方進出に異論を持つものじやなくして、大いに促進したい。だからといってそれは全部善なんだ、全部公益的なもので公共的なものだというふうにならない。やはり公害をめぐらしくやに出すようなことではいかぬのであって、それをきちつと、特に私は、企業が地方に進出する場合に、最初の間に完全なる公害施設をやれば、わりとわずかの金でつばなことができると思う。公害が出るようになってから二段階、三段階ということで公害施設をやつたならば、うんと費用をかけましたわりあいにりっぱなことができる。そういうことになつてくると思われるのです。そういう意味で、最初の段階でやはり行政当局はきびしいチェックをして、しっかりとことをやらせていくということになつてくると思われます。そういう観点でさらに私は次の機会にこの問題を、いろいろ調査していただいた資料等に基づいてやりたいと思いますけれども、お願ひした

それでは、この問題に対する大臣の確たる御答弁をあとでもう一べんお願ひすることにいたしまして、次にきょう帝都高速度交通団の總裁と西嶋理事においでをいただいておりまますので若干お尋ねをいたしますが、あなたのほうで、確かにいまの都市交通というものはたいへんな状況、したがって積極的に地下鉄交通というものを強化をしていく、これは私ども大賛成であります。だけれども、そういう時代の要請によって行なう事業だからといって、工事をやるやり方ですね、これほんのむちやなやり方をやつてもよろしいのか。たとえばレストランとか、いろいろなムードを相当要求されるような商店街のところで、路上でどんどんタールを燃やしてみたり、あるいはくいちぢやないか。したがつて、あなたのほうでは実際工事に当たつておる建設業者に対してどういう指導、どういう監督、どういう管理、こういったものをやっておられるのか。これはもう国家的な

のだから。つもりとは相当違うようと思うのですが、どうですか。やれという指導をされておるのかどうか。その邊の指導のしかた、監督のしかた、管理体制のしかた、これらをきちつと、特に私は、企業が地方に進出する場合には、最初の間に完全なる公害施設をやれ

要求、時代の要請に基づく事業ですから何をやつてもかまわぬ、付近の住民の迷惑など考えないでやれという指導をされておるのかどうか。その邊の指導のしかた、監督のしかた、管理体制のしかた、これは一体どういうやり方かということを承りたい。

○荒木参考人 いま御指摘ありましたような気持ちで、大事な仕事だから何をやつてもいいという考え方の方は毛頭ございませんで、非常に御迷惑をかけることで苦情もありますから、工事の方法、工事を行ないます時間費等十分考慮しまして、迷惑をできるだけかけないようになります。そして強く指導しておるつもりでございます。その気持ちはいま申し上げましたように、何をやつてもいいということは絶対にないつもりでございます。そうして、現実には設計をいたしまして請負に出すわけですが、請負会社の監督は現場の建設事務所から参りましてやつておる次第でございます。できるだけやっておるつもりでございますが、さらに一そら嚴重な監督をいたしましたが、よう

○西嶋(昭)委員 つもりとおっしゃるのですが、そのつもりのとおりきちつとやられておれば問題は起らぬのだと思うのです。たとえば私のところに訴えられたのによりますと、東京都内の方々に店を持っておられる大きな食堂、たまたま外苑あたりの工事のようなんですが、支店長がずいぶん成績が悪いといって飛ばされた。その支店長が、おれは成績が悪いといって飛ばされて格下げをされたけれども、いま地下鉄の工事で、店の前で毎日毎日タールを燃やさせてくださいにおいを出

されたのでは、おれでなくともこの工事を終わるまでは店の成績を落ちぬようにすることはできるものではない、こういう問題などが出てくるのです。たとえば、ああいうムードを要求されるよう

○阿部(昭)委員 たいへんござつぱに言われましたが、ござつぱのとおりにいつておれば紛争は起きないし、苦情は起らぬのです。支店長が工事期間中何人も何人も更迭されるということにはならないのですね。その当時現場におられる工事責任者に対して、何とかこういうやり方はやめてほしいということをずいぶん言つたが、まるで問題にならず、けんもほろろ。そこで私のほうに苦情

のかどうか。つもりとは相当違うよう思うのですが、どうですか。やれという指導をされておるのかどうか。その邊の連絡先その他も周知徹底いたしまして、電話の番号とか書いたのをお渡しするとかあるいは口頭でお話しだす。そういった営業の支障がきて非常に困るというような問題につきましては事前に連絡をいたしまして、それに對して相互に協議をいたしまして、最善の努力をするたままで工事を進めています。長い間の期間でございますが、その際における連絡をいたしまして、連絡が不十分なために御迷惑をかける場合も現実の問題としてなきにしもあらずと思うでございますが、その際におきます連絡先、それに對する処置については十分徹底して仕事をやつておるつもりでございます。

○西嶋(昭)委員 ついでに、工事過程におきまして連絡が不十分なためには、工事過程においては、必ずしもその場所でなければいかぬという問題でございます。それでございまして、先ほどのような問題につきましては、御苦情があれば、それの現地で、たとえばタールのかまにつきまして、必ずしもその場所でなければいかぬという問題でございます。

○阿部(昭)委員 さて、御苦情があつたときには、御苦情があつたときには、たとえばタールのかまにつきまして、必ずしもその場所でなければいかぬという問題でございます。それでございまして、それは相談しながら、場所を変えるとかあるいは地下に設置するとか、いろいろのくふうをしながら工事を進めているのが現状でございます。

○西嶋(昭)委員 たいへんござつぱに言われましたが、ござつぱのとおりにいつておれば紛争は起きないし、苦情は起らぬのです。支店長が工事期間中何人も何人も更迭されるということにはならないのですね。その当時現場におられる工事責任者に対して、何とかこういうやり方はやめてほしいということをずいぶん言つたが、まるで問題に

ことになつたのかお聞きをしますから。あなたのいま言われたとおりの方法で、円滑に正常にぴしとやられたといふあなたはつきり言われますか。そこまで言われるならば、私の調査して集めた写真等もありますからお見せをいたしますが……。

○荒木参考人 いま申し上げましたような方針でやつておりましたわけでございますけれども、現実にあるはそのとおりになつていなかつた場合がいと断言できかねると思います。今後さらに一そう徹底いたしまして、さようなことの起きないようにいたしたい、かようと考えます。

○阿部(昭)委員 あなたのほうの仕事のやり方は、

業者に渡してしまふとあとは全部業者まかせなん

ですよ、実際上は。ここから要らざる紛争がいつ

ぱい起こっているんです。それがまたま私どもの

のようなところに苦情が持ち込まれた。私どもの

ほうでも、これは全く地域住民に迷惑をかけずに

地下鉄ができるなんというふうには思ひません。

思い出せんが、やっぱり人間ですから、お互に気

は心です。しかしながらあなたのほうはもう工事

が始まつてしまふと、事實上ほとんどのことは業

者におまかせなんですよ。タールを店の前で燃や

すのだけやめてほしいと何度も頼んでもだめ。そ

れはそうでしょ、ああいう食堂なんか、目の前で

タールをぼんぼん燃やされたら、だれだってそん

な店へ行くのはいやになるわう。どんなに

頼んでも注意をしてもだめ。そうして私どものほ

うに苦情が來た。そこであなたのほうへ私が電話

で注意をした。そうしたら、三日たつたら、自今

いたしませんと来たそうです。いろいろ御迷惑が

かかるつておつたならばそのことを一々御注意をい

ただきたいといつて、一軒一軒あいさつ回りした

そうですよ。ですから、やらぬとは断言できません

じやなくて、私は、あなたのほうの業者に対する

監督、指導、管理、これが非常に手ぬかりをしておるというふうに思います。断言できないなん

という程度のものじやない。どうですか。

○荒木参考人 おことばを返すようでございます

けれども、われわれとしましては十分にそのつもりでやつておるわけでございまして、いま……。

○阿部(昭)委員 写真のとおりのことをあなた的是うでぞらしておるので、おことばを返して。この事実のとおりやつておるのでですか。

○荒木参考人 具体的事実はともかくとしたまして、そういうつもりでやつておりますし、その事実がなかつたとは申しませんが、今後さらに一そう徹底いたしまして、さようなことのないようになります。そのことをここでお誓い申し上げます。

○阿部(昭)委員 お誓いはされても、今までのことはともかくとしてなんて片づけられたんじや、これは話にならぬじやないです。やはりいままでのことをきびしく反省をしなければだめですよ。そうじやないです。食堂の目の前でぼんぼんタールを燃やすなんというやり方は、これはむちやな話ですよ。ほかにあるでしょう。さつきあなたがわされました地下でやるという方法もあるし、よそで燃やしたタールを持ってくるという方法もある。

以上で私の質問は終わります。

○西村国務大臣 答弁は要求されなかつたのです。が、今後開発していくたくさんな個所がありますから、十分事業認定につきましては氣をつけたい。鹿島の問題についても私は調べたい、かようにお答えをしておきます。

○天野(光)委員長代理 北側義一君。

○北側委員 時間は四十分、このように言われておりますので、四、五点の問題につきましてお聞かせ下さい。

まず最初にお聞きしたいことは、昭和四十七年度の予算案、これは一般会計の公共事業費の規模において対前年比が二九%、二兆一千四百八十四億、これに財投資金及び地方自治体が支出する公共事業の金額が加わりますと、この総事業費は相当膨大な金額になるわけです。そこで、これは出たかもわかりませんが、私一番心配しますことは、

このような膨大な事業費がもたらす影響として、まず第一番に、地価がこれまで急騰するのではないか、こういう心配があるわけです。現に、物価指数等を見ますとあまり上がりつけておりませんが、たとえば昨年、昭和四十六年九月現在の日本不動産研究所の発表によりますと、市街化区域の市街地価格指標が半年間で六%、また一年間で一二、七%上がっておる、このように出でるわけです。

○阿部(昭)委員 まだあります。私が打ち切りをいたします。

ただ大臣、先ほどの鹿島の問題——私のところも近く、もうすでに開発計画がどんどん進んでおります。私は、企業の私の地域に来ることに対し

て大いに協力、受け入れ体制を整えようというこ

とでやつております。だからといって、公害を野

放しにしてどんなに来てもよろしいということにはならぬわけですね。やはり公害もきらつと対策をするということでなければならぬわけです。鹿島は公害はたれ流し御自由です。私のほうだけびしくといったってそれはいきません。大臣もいまの鹿島の現状については十分調査をされて——

○阿部(昭)委員 写真のとおりのことをあなた的是うでぞらしておるので、おことばを返して。この事実のとおりやつておるのでですか。

○西村国務大臣 公共事業費を出すわけではなくして、そのうつもりでやつておりますし、その事実がなかつたとは申しませんが、今後さらに一そう徹底いたしまして、さようなことのないようになります。そのことをここでお誓い申し上げます。

○阿部(昭)委員 お誓いはされても、今までのことはともかくとしてなんて片づけられたんじや、これは話にならぬじやないです。やはりいままでのことをきびしく反省をしなければだめですよ。そうじやないです。食堂の目の前でぼんぼんタールを燃やすなんというやり方は、これはむちやな話ですよ。ほかにあるでしょう。さつきあなたがわされました地下でやるという方法もあるし、よそで燃やしたタールを持ってくるという方法もある。

以上で私の質問は終わります。

○西村国務大臣 答弁は要求されなかつたのです。が、今後開発していくたくさんな個所がありますから、十分事業認定につきましては氣をつけたい。鹿島の問題についても私は調べたい、かようにお答えをしておきます。

○天野(光)委員長代理 北側義一君。

○北側委員 時間は四十分、このように言われておりますので、四、五点の問題につきましてお聞かせ下さい。

まず最初にお聞きしたいことは、昭和四十七年度の予算案、これは一般会計の公共事業費の規模において対前年比が二九%、二兆一千四百八十四億、これに財投資金及び地方自治体が支出する公共事業の金額が加わりますと、この総事業費は相当膨大な金額になるわけです。そこで、これは出たかもわかりませんが、私一番心配しますことは、

このようないかなる影響がないわけではありませんが、同じ経済成長にしまして統計を見ますと、土地が上がる場合も、民間投資の場合と公共投資の場合とは民間投資の場合のほうがよほど土地に影響するわけです。公共投資はやはりそんなに高い値段で買えないとい

うことで、役所として守らなければならない一定の基準がありますから、それほどつり上げない。民

間はそういうきません。事業それ自身を早く開始したいというようなことで、民間事業のほうが土地をつり上げる要素が大きくなつております。しかし、いずれにしても土地の値上がりを心配いたしておりますことはこれは当然です。しかし、四十七年度の予算のこなし方は、これは相当にストックを持っておる。正確に申しますと、全国で二万四千ヘクタールぐらいな土地のストックは持つておる。これは、四十七年度に事業をやるのにいまから大部分を買うということは間に合いませんから、ストックを持ってやつておる。しかし四十七年度でもつての用地の所要額は一万二千ヘクタールぐらいと思っておりますから、ストックで間に合うわけでござります。しかしそれには買わなければならぬものもあります。次の四十八年、四十九年に備えなければならぬから、もちろんそのストックのために買わなければならぬ。いずれにいたしましても、今回の公共投資でそんなに上昇することはなからう、こういうことです。もちろん影響はあります。

なつてゐる。いわゆる超過負担ではないわけですが、よくするためにやる、よけいに金がかかる。しかしわゆる超過負担というものもあるわけでございまして、これは年々々々超過負担がない以上にわれわれは心がけておるわけでござりますが、このために地方財政が赤字になるというようなんところまではいかないのじやないか。自治省としても地方財政について十分用意はしておるのじやなかろうか、かように期待をいたしておりますのでござります。

○北側委員 ただいまの大臣の御答弁によりますと、すでに大体二万四千ヘクタールの用地が確保されておる、こういうことでござりますので、そうしますとことしの終公共事業に対する用地のあれば大体一万二千ヘクタール。私はこれをちょっと聞いておつたのですが、二万四千ヘクタールあるということ、私もっと少ないと思っておつたのです、正直なところいいまして。これは私の調べたところでは七千八百くらいだと聞いておつたわけですが、この内容につきましては、公共事業を行なう場合にその場所によつていろいろ差がありますので、大体半分くらいあつたらいいけるのじやないか、私は現在こう思つておるわけですが、できたら二万四千ヘクタールの内容を資料としていただきたい。できたら次の機会にお聞きしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○西村国務大臣 出されたものがそれだけあって、その土地が直ちに使えるとか使えないといふようなこともありますから、総体的な面積を申し上げたのであります。概略のことは後ほどまた委員会にお知らせしてもいいと思います。

〔天野（光）委員長代理退席 委員長着席〕

○北側委員 超過負担の問題もここで本来ならばいろいろやりとりをやりたいのですが、他の問題もありますし、今度また予算のほうで同僚の新井委員がいろいろこの問題を細部にわたつて聞いていきたい、こうおっしゃつておりますのでこれでやめさせてもらいますが、ただ一点聞きたいことがあります、第二期住宅建設五ヵ年計画、これが第二年度は、

じのように、公的資金住宅と民間自力建設の割合は、大臣も御存じのとおり四対六で、民間自力建設が六、公的資金が四、こうなつておつたわけです。ところが実際の問題として民間自力建設のほうは四百万戸を上回つて、できたわけですね。そして公的施策のほうは、これは少し足らなくて、民間自力建設で補つて六百七十万戸計画を達成した、こういうふうになつてゐるわけです。ところが今度の第二期住宅建設五ヵ年計画もやはり同じような比率でなつておるわけです。ちょうど民間自力建設戸数、これは五百七十万戸、そうしますとこれは二八%の増になつておるわけですよ。そうしなければ九百五十五戸の達成にはならないわけです。民間自効だけ見てみた場合でも。ところが昭和四十五年の計画とそれからこの昭和四十六年の民間自力建設の計画達成——目標も入つておるのでですが、これの見通しを見てみますと、昨年あいうドル・ショック等があつて非常に落ち込んでおるわけです。その数字は、大体昭和四十五年四月から九月まで、これは民間自効建設が六十一万一千百六十八戸なんですが、ところが四十六年四月から九月まで、これは上半期ですが五十六万一千百四十七戸、だいぶ落ち込んでおるわけです。このような実態です。いった場合には、はたして計画九百五十万戸は達成されます。たとえばいままでの経済成長を見ておりますと、大体一〇%平均ぐらい伸びております。しかしこれから、ことしもやはり落ち込んでおりますね、それがそういう民間自力建設に与える影響、これは非常に大きいと思います。それが一つと、大臣が先ほど答弁なされたが、地価の問題も、なるほど前のような上がりぐあいでなく、カーブはゆるやかになつておるかわからぬ。しかし他のいわゆる諸物価、消費者物価あたりから比べてみても、現在やはり非常に急勾配で上昇しておりますわけです。そういう中において、はたして第一期計画より三八%増の民間自力建設住宅といふものが建設できるかどうかということですね。

○西村國務大臣 公的住宅と民間住宅の比率ですが、何%が何%になる、どちらを何%にしてどちらを何%にしようというような考え方でなしに、九百五十万戸の数字を出す。一体住宅難がどれだけあるかということを昭和四十三年度の住宅統計で調べたそうでございます。それで、その住宅統計で、今後五カ年間のうちにどれだけ世帯数がふえるか、あるいは住宅難に悩んでおる不良住宅はどれだけあるか、それから人口の移動はどれだけあるか、建てかえがどれだけあるかというようなことで集計をして九百五十万戸が出たわけでございます。そうしてその九百五十万戸の分ければ、所得の点から割り出して自力で家が建てられない人はどれだけあるか。したがつて、その人たちははじめに公的住宅をあてがわなければならぬ三百八十万戸のほうが先に出ておるのであります。これを差し引いてあとは自力でやっていただこう、こういうことになつておるのであります。またまその比率がそうなつておるのでございます。したがつて私は、ただ民間を何%にするか、公的を何%にするかという初めのそういうようなやり方よりも、そういう計算のしかたのほうがやはりいいと思います。

ただ御承知のように、いま言われましたように非常に景気が悪いものですから民間が少し落ち込んでもある。去年、四十六年度は予定より少し落ち込みました。したがつて公的でもつて補正で少し取り返しましたけれども、なお落ち込んでおりまつた。したがいまして、ことし、四十七年度のこれから予算につきましても、初めの予定よりも民間は少し低目に見ておりまして、公的を少しよけいしております。それでも、四十六年、四十七年を合計いたしましても総計としてはやはり少し予定よりも少ない目になるでしよう。今後の民間の見通しでございますけれども、これは私は、だんだん国民所得もふえるし、やはり持ち家を皆さん方が好んでおるから、この民間の住宅はそんなに落

ち込まないのじやないか、あと三年くらいでりっぱに取り返しができるのじやないか、かようになってる。かりに、ことしも予期より相当に落ち込んだ、来年も相当落ち込みそうだといなれば、九百五十万戸は絶対に守らなければならぬ数字でござりまするから、公的の資金をそれにかえなければならぬということは当然でございます。さようならつもりでやつておる次第でございます。

○北側委員 いま大臣の答弁を聞いておりまして非常に力強く思つた、ということは、たとえば九

百五十万戸——これは一人一室が目標ですから、それで大臣は第二期五ヵ年計画においては、この

住宅難解消のためにどうしても九百五十万戸は達成しなければならない、いまこういう意見を述べられたと思うのです。その場合の比率につきまし

ても、いま大臣の答弁を聞いておりますと、対比

は問題でない、民間が幾らで公的施設が幾ら、こ

ういう対比は問題でないんだ、九百五十万戸とにかく達成しなければならない、そのためには民間

自力建設が落ち込んだ場合に、その分を公的施設

住宅で九百五十万戸達成していく、このように私

いまお聞きしたんですが、私の見通しでは、実際

の問題として民間自力建設は必ず落ち込んでいく

と思うのです。というのは、御存じのとおり、都

市計画法で線引きが行なわれまして、調整区域と

市街化区域が線引きされたわけです。市街化区域

は正直いましてやはり現在の経済の見通し

ます。特に狭い市街化区域のほうは地価の上がり

方が早い、いま実態調べてみますと。そういう

中で民間自力建設が、やはり現在の経済の見通し

等考えてみると、この四十六年度は落ち込んで

おるわけですから、四十七年度これが上向きにな

るという自信は、正直いまして私ないわけなのです。そういう点からいきますと、第二期住宅建

設五ヵ年計画の民間自力建設の伸び率は、第一期

と比べて三八%伸びなければ五百七十万戸とい

ものは達成しないわけです。そうしますと、五百

七十万戸がたとえば四百万になるかわからない、その場合には公的資金住宅は百七十万戸くらい追

おりますが、私もいま非常にこれには関心を持つておるわけです。何しろ、御存じのとおり京阪神の一千万の水需要、これはもう昭和六十年度ころになると全然足らないようになつてくるわけです。この琵琶湖総合開発が達成したとしても、ずいぶんと足らないわけです。そういう点からこれをずっと私、見守つておるわけですが、現在この状況、新しい特別立法をするにあたつてどのような現状になつておるのか。また見通はどうなつておるのか。これをまずお聞きしたいと思うので

○相川説明員 お答えいたしました。

実は一昨年の十二月にこの琵琶湖の総合開発に最も関係の深い五省庁の事務次官によりまして、下流の水需要に見合う水資源開発と琵琶湖周辺の保全開発をはかる、こういうことがしまつたわけでございます。昨年の二月に、御承知のとおり政府部内に関係省庁で構成されます琵琶湖総合開発連絡会議というのができまして、その事務次官の申し合わせ事項に基づきます、いわゆる琵琶湖総合開発を推進するについての推進体制なりあるいは財源措置なりあるいは事業計画なり、そういうものを検討していくうじやないかということになります。二月以来関係省庁のこの琵琶湖総合開発連絡会議幹事会を中心にして、約一年間いろいろ検討を重ねてまいつたわけです。その間、滋賀県の意向なりあるいは計画なりも十分聞きましたして、さらに下流地方公共団体の意向等も聞きましたして、一年間相当、数回にわたりまして調整を重ねてまいりまして、ほぼ事業計画のアウトラインについてはそう異論はないというところまでまいつたわけでございます。

ただ、その計画の前提になりますのは、御承知のとおり、建設省が水資源開発公団事業の事業計画書といふものをつくつておりますが——これは四十四年でござりますが、それは取水量は四十トントル以上はできない、いろいろ地元の住民感情等を考慮した結果、どうも一・五メートル以上は無理である、こういうような回答をよこしますまいといったわけでございます。

まして、私たちが実際に琵琶湖総合開発の計画をつくる際に大前提になりますのは、やはりマイナス二メートル、四十トン、これでないと、いま先生おつっしゃった下流一千万の水需要に対する水資源開発はできない、こういう前提に立ちまして、一応政府部内の意向の取りまとめをやってきたわけでございます。さらに本年の一月からは、これらの計画をもとにして、さらに下流地方公共団体をもとにいたしまして、琵琶湖総合開発法案の作成に取りかかりました。現在すでに法案につきましては大体法制局の第二読会も終了いたしました。そこで各省庁の調整もほとんど済んだという段階でございます。

この琵琶湖総合開発法案、これは仮称でございますけれども、総合開発法案の柱といたしましては、十カ年の时限立法にしております。十カ年の長期の事業計画を作成する。さらに年度ごとの計画を作成する。そしてそれらの事業の達成のためには、必要な財源措置につきましては、下流負担を求めることができる。さらにその国庫補助の特例をする。こういうようなことを内容に盛つておるわけでございます。そういうことを柱にいたしまして、現在総合開発法というのがほぼ成案を得まして、いつでも国会に提出ができるという段取りになつております。

ただ、ここで一番問題なのは、最後に至りましたて、御承知のとおり滋賀県のほうで、正式には経済企画庁の水資源開発促進法に基づく基本計画の協議ということで利水限度なりあるいは取水量と協議の段階で、初めて滋賀県が今回、一・五メートル以上はできない、いろいろ地元の住民感情等を考慮した結果、どうも一・五メートル以上は無理である、こういうような回答をよこしますがありますので、私もたいへん心配をいたしております。したがいまして、できるだけ努力したい、かように考えております。

○北側委員 川さん言われたとおり、何とかこれを今国会に提案できるように、ひとつ全力をあげてやってもらおうと思います。これがだんだん延びていきたいと思うのです。これがだんだん延びていけば、この琵琶湖総合開発の大事業が達成できないという事態にもなりますものですから、私どもは、できますればこの法案提出までにそういうたまりあるいは関係省庁なりあるいは滋賀県の意向が非常に苦労なさつておるのは私も聞いておるわけですが、建設大臣、これは非常に重要な問題なんですよ。これが実際、いわゆる琵琶湖の水資源の問題で、いま下流の意見、また建設省、それからいま相川さんが言われたような意見が対立しまして、これがおじやんになつてしまふとたいへんなことになるのです。その点、建設大臣として、京阪神だけでなく、京浜とか京葉、そちらの問題もずいぶんそれぞれ聞いておりますが、この問題については昭和三十一年ごろからいろいろと取りざされ、いまやつと成案を見るまでに至つたわけです。そういう対立点がてきて、成案がこのままおじやんになつてしまふとたいへんなことになるわけです。そういう点を考慮していただきたい、ひとつ大臣のほうからも、この問題は成案を今国会に提出できるようになつていただきたいのですが……。

○西村國務大臣 この問題は、先ほどから言つておりますので、私もたいへん心配をいたしております。したがいまして、できるだけ努力したい、かのように考えております。

○北側委員 この問題は、先ほどから言つておりますので、私もたいへん心配をいたしております。したがいまして、できるだけ努力したい、かのように考えております。

川さん言われたとおり、何とかこれを今国会に提案できるように、ひとつ全力をあげてやってもらおうと思います。これがだんだん延びていきたいと思うのです。これがだんだん延びていけば、この琵琶湖総合開発の大事業が達成できないという事態にもなりますものですから、私どもは、できますればこの法案提出までにそういうたまりあるいは関係省庁なりあるいは滋賀県の意向が非常に苦労なさつておるのは私も聞いておるわけですが、建設大臣、これは非常に重要な問題なんですよ。これが実際、いわゆる琵琶湖の水資源の問題で、いま下流の意見、また建設省、それからいま相川さんが言われたような意見が対立しまして、これがおじやんになつてしまふとたいへんなことになるのです。その点、建設大臣として、京阪神だけでなく、京浜とか京葉、そちらの問題もずいぶんそれぞれ聞いておりますが、この問題については昭和三十一年ごろからいろいろと取りざされ、いまやつと成案を見るまでに至つたわけです。そういう点を考慮していただきたい、ひとつ大臣のほうからも、この問題は成案を今国会に提出できるようになつていただきたいのですが……。

○北側委員 それと、現在のたとえば大阪の淀川の水需要、これを見てみると、大阪と兵庫の水利権量といふのですか、これはいま全部で毎秒百三十六・六七トンです。そのうち上水が二十五・六六トン、工業用水が五・七一トン、それから農業用水が十六・八トン、河川維持用水が八十八・五トン、こういうふうになつております。実際は、上水道、工業用水道の取水を見てみると、だいぶこれよりオーバーしておる、こう聞いておるわけです。

あわせて、御存じのとおり、淀川流域というのは非常に宅地造成されている。大阪ではあの辺りは、なかなかのものです。工場も非常にあそこ集まつておるわけです。おまけに、下水道計画を見ますと、現在、大きな京都、それが人口百六十万ぐらいで

すか、そのような京都が前にある、上流にあるわけです。京都のほうでは、昭和四十五年度末の下水道の普及率、これは三九・一%です。達成目標年次が六十年になっております。下流の大坂や神戸、これらは五十五年になっている。達成年次が五年おくれるわけですね。ほんとうは逆だったら一番いいのです。しかしそうじやないのですね。そういう点から、この琵琶湖総合開発がかりにできたとしても、やはり淀川の水は非常に汚染される、そういう心配が出てきておるわけです。そういうところで、できたら、この淀川のそういう上水道の水をよござないためにも、下水処理専用構造物ですか、そういうものをつくってはどうかという意見、これは私も二、三年前から聞いておるわけなんです。これについて、河川局長さん、大体現状はどうなつておりますか。

○川崎政府委員 ただいま先生のお話のようになります。現在の淀川では、維持用水を含めまして約百三十六トンぐらいいの水利権量といいますか、流れもあるわけであります。今回琵琶湖の開発が順調に進みますと、それに四十トンが加わるわけございまして、約三割弱ぐらいいの水がふえますので、それだけ薄まるといいますか、水質の面では若干悪くなることは事実でございます。しかし、現在の琵琶湖の計画についても、先ほど近畿圏からお話しのございましたように、二メートル程度まで琵琶湖を活用いたしたいとわれわれは考えておるわけです。それにいたしましても、ある時期にはやはり節水をするなりあるいは維持用水を食うなり何かいたしませんと、過去のいろいろな記録から見ますと必ずしも十分じやない。したがって、上流と下流がどの程度がまんをするかというところに問題があるわけでございますが、水質の点では楽観を許さない状態であることは確かでございます。

そういった点で、大阪といいますか、淀川につきましては、水量はもつとほしい、それから水質は悪くて困る、こういうような二重の問題をかかえておるわけでございます。在来は、上流で使用

しました水は浸透伏流して、また還元して再利用できてる。それが自然の浄化機能の範囲であります。下流ではかなり量的にも恵まれてきたわけですが、下流ではかなり量的にも恵まれてきたわけではありませんが、今後水質汚濁がもし進んでまいりますと、全部の水が飲めなくなるというようなことがあります。しかし、量をふやすこと、それから下水道の整備をする、こういった汚濁源をまず撲滅しなくてはいけないと思いますけれども、それにしましてとも可能性としてはあるわけでござります。したがって、量をふやすこと、それから下水道の整備をする、こういった汚濁源をまず撲滅しなくてはいけないと思いますけれども、それにしましても、今後ますます汚濁の負荷というものが増大します。それでは、そういうものを作りたい場合は、きれいな水とそういう中でも広域的なもので分離したほうがいいのか、あるいは河川の中でそういうった悪水と清浄水とを分離したほうがいいのか。かりに分離をいたしましても、いろいろ支川・派川の合流点なんかの物理的な位置をどういうようにするか。それから、ひとつの分離した污水をそのままかりに海にストレートに流しましても、大阪湾ではたしてどういう状態が起こるか。いろいろな問題が予想されますので、ひとつ四十七年度はその点と積極的に取り組んで見通しを立てるようになつたいたい、こう考えておるわけでござります。

それから、P.C.B.のお話がございましたが、これは、淀川の下流では建設省その他各関係の機関が寄りまして水質汚濁防止協議会、こういったものを組織をいたしまして、水質その他をいろいろ調べておますが、底質につきましては、大阪府の衛生部のほうで最近に調査した結果を私どものほうにも報告がございまして、これによりますと、約〇・六ないしまあ一・九程度のP.C.B.の含有量がやはり汚泥の中に認められるようござります。環境庁等にも相談をいたしましたが、現在適切なそういう汚泥の中の許容量というものはないようございます。しかし、この物質は比較的水には溶けにくいという性質でございますので、現在取水場になつておりますその表流水について

は検出はいまのところされてない、こういうことでござりますので、まあ緊急を要する事態でないと思いますが、やはり全般の水質の汚濁の傾向とか、こういったものの蓄積状況については今後も十分調べまして、先ほどの保全的な水路も含めて検討していきたいと考えております。

○北側委員 大臣ひとつ、いま聞かれたようなことをから、よろしくお願ひいたします。

それから、都市再開発事業についてお聞きしたいのですが、実はこの都市再開発事業は今まで二十五カ所行なわれておるわけです。ことしも新規採用分として十二カ所が出ておるわけですが、大臣の所信表明にも、都市再開発事業、これは推進してまいりたい、こういう御意見が所信表明で述べられたわけです。私、非常に心配しておりますのは、この市街地再開発事業、特に地方公共団体施行の分ですが、随所に住民とトラブルが非常に多いわけです。たとえば、去年の十月でしたか、大阪の阿倍野の市街地再開発事業、これを私は観察したわけですが、その際も――これは都市局長また大臣に報告がいっておると思うのですが、非常に反対の機運が強いわけです。特に小さな駅前の再開発、たとえば桑名なんかうまくいっていますね。そこらと違いまして大きい分、たとえば、今まで行なわれました二十五カ所のうちでも、大阪の阿倍野、これはもう十九万三千四百平方メートル、東京都の何というのですか、江東のほうの三十一万四千九百平方メートル、これは防災街区として前から計画があつた分ですが、非常に大きいわけです。特に阿倍野の場合は、その権利者数が三千二百十一人、そのうち七割ないし八割が借家人、こうなつておるわけですよ。これは非常に事業がむずかしいわけなんです。私、こういう点から考えまして、この市街地再開発事業をこれからずっと推進していく場合、そうして都市問題を解決していくには、こういう場合には、やはりいまのこのあり方といふもの、これをもう少し考え直さなくちやできないんじやないか、そういう考え方を持っておるわけなんです。現実の問題

○吉兼政府委員 ただいま北側先生からお話をございましたように、現在二十五地区、それから旧法の関係が七地区でございますが、事業実施中でございます。これらのうち、住民との関係等で難航をいたしておりますのが二、三ございます。主としてこれは大規模のものが多いわけでございます。大臣からお答え申し上げましたように、やはり再開発法の本来の趣旨、たてまえからいきますと、規模が大きいほうが効果的な事業が期待できるわけですがござります。しかしながら逆に、そういう大規模なものは非常にむずかしいという面がございます。

それで具体的には、私どもは、現行の制度上、この手法において現行制度を改善する面があるかないか。それから次には、再開発事業の中におきますところのいわゆる公的な負担と住民負担との関係について改善すべき点がありやなしや。それから、これはまあ運用の問題かと思いますが、再開発に間連しましたいろいろな関連諸施策、そういうものをいかにうまくコンバインしていくかどうかというふうな点。この三点に問題点があるのじやないかと私は思います。なおそのほか、やはり住民に対するPRといいますか、施行者側と地域の住民とのコミュニケーションといいますか、そういうようなものをいかにうまくやっていくかという点は当然あるうかと思います。

○北側委員 一つお願ひしたいことは、大臣、この問題は非常にむずかしい問題なんです。都市再開発を権利交換方式でやるわけなんですよ。たとえばここに古い建物がある。その権利を新しいビルへ移すわけです。当然これは床面積は三分の一ぐらいに減ってしまうのです。これはもうその権利も非常にふくそうしているんですよ。土地所有者もあれば、借地権者もあれば、家を持っておる人もおれば、持つてない人もおる。その持つておる人も、五十年ほど前から買つておる人もおるし、二年ほど前から買つておる人もおる。いろいろこれは権利が全然違うのです。だから、その一人一人は全部権利が違いますので、非常に不安がついているわけです。

私は、これは前提としてお願いしたいことは、やはりこういう再開発はなるほどやらなければなりません。地震対策、いろいろな上からやられることは、それに対する助成措置というものがつかりながらおればならないと思いませんが、しかし、あくまで、住民をそういう再開発法で規制する以上は、それに対する助成措置というものがつかり講じなければ、私はこの再開発事業というのではなく、これのないじやないかと思うのです。私は何も規模の大きい再開発事業をせいと言つわけじやないんでも、住民をそういう再開発の場合はやりやすい、小さい規模の再開発の場合はやりやすい、私はこう言つているわけです。大きい場合にやりにくいのは当然なんです。やはり中の住民の大多数の人がそれに賛成できるような方向へこれを取つていってもらいたい、こう私考えておるわけなんです。その一つとして、これは私の一つの案なんですが、たとえば公営住宅なんか、二種の場合ですと三分の二、一種の場合ですと二分の一、合ですと三分の二、一種の場合ですと二分の一、国から補助金が出るわけです。この住宅再開発というような考え方で、そういう国の補助というものを考えなければ実際の問題としてはできないのじやないかと思うのです。都市局長が言われたとおり、なるほど住民も当然古いところから新しいところに入るわけですから、環境がよくなるわけですから、負担があるのは当然だと思うのです。住民の負担なしではできないですよ。しかし、少なくともいまおられる住民が、そういういろいろなあれを勘案してみて、少なくとも半分以上の賛同がなければならないかと思うのです。現実の問題としては、いま阿倍野の場合でも十町団が十町団全部反対しています。というのは、東京都の江東区の場合だと、私はここに資料を持っていますが、比較的親切なやり方をやつています。東京の場合と、ここにあるのです

○小川(新)委員 簡単にばつぱと聞いていきましたから、要領よく答えてください。

第一点は、先ほど大臣、市街化調整区域内における公営住宅の建設については、一定の条件が整え建てるときには、ある一定の条件が整えば許可するということを発言したのです。だから、その一定の条件とは何かということを言つておるわけですが、こういう点について、ひとつ建設省といたしましては、よろしくお願いいたしました。

○亀山委員長 次に、小川新一郎君。

○小川(新)委員 簡単にばつぱと聞いていきましたから、要領よく答えてください。

第一点は、先ほど大臣、市街化調整区域内における公営住宅の建設については、一定の条件が整え建てるときには、ある一定の条件が整えられると、都市計画法の三十四条に調整区域内に市街化調整区域内における宅地が高くて土地を借りられない、その公共団体が調整区域内に公営住宅を建てるときには、ある一定の条件が整えれば許可することになりますから、その基準に適応することは必要だと思います。

○小川(新)委員 私が聞いているのは、調整区域内において、先ほど北側君が言つておるよう、市街化調整区域内における宅地が高くて土地を借りられない、その公共団体が調整区域内に公営住宅を建てるときには、ある一定の条件が整えれば許可するということを発言したのです。だから、その一定の条件とは何かということを言つておるわけですが、こういう点について、ひとつ建設省としてもっと事業がスムーズに行くよう方向といたしましては、よろしくお願いいたしました。

○高橋弘政府委員 ただいま申し上げましたとおり、都市計画法の三十三条に調整区域内における公営住宅の建設については、一定の条件が整え建てるときには、ある一定の条件が整えられると、たとえば二十ヘクタール以上のものにつき三十三条と申し上げましたのは三十四条でございますが、二十ヘクタール以下でもいいということですか。

○西村國務大臣 その面積についてはまだ十分考えておりません。

○小川(新)委員 そうすると、面積は二十ヘクタールがなければならない、で、ある一定の規模ということですか、どうなんですか、それは。公営住宅の建設は調整区域内において前向きの建設をするという約束がいまあつたけれども、これについてははどういうふうに……。

○高橋弘政府委員 御承知のように都道府県については許可がはずされておりますけれども、市町村については許可が要るわけでございます。したがつて、許可を要しないものについても、これ

ぬ。ある面積、やはり開発をやるのですから、それにはいま法令でそうなつておるというのは二十ヘクタール、二十町歩。そういうふうに大きくとったということは、やはりその中でいろいろな公共施設をやらなければならぬということからきておるのでございましょうが、そういうことを言つたので、面積を私は詳しく知りませんでしたから——二十ヘクタールになつておる、そういうことでございます。それ以上のことは考えておりません。

○小川(新)委員 それは大臣、この質問は大事な質問なんです、さつきの質問は、なぜ市街化区域と調整区域をきめたかということは大臣が趣旨説明のときに述べているのだから、私は何もそれを聞いているのじやない。二十ヘクタール以上の開発でなければならぬという特定の条件があるけれども、公営住宅の場合には一定の条件が整えば許可をすると言つたのだから、その一定の条件とは、そういう今まで述べてきたものをわれわれは聞いているのじやなくして、それ以下の、何か一定の条件をくつければその二十ヘクタール以下でも許可ができるというふうに理解したわけです。それは間違いなんですか、ぼくの理解は。

○西村国務大臣 そういう意味で言つたわけじやございません。やはり一定の条件ということはその面積がある程度。ばらばら建てるということは私はどうかと思います。

○小川(新)委員 それじや、法律のとおりやるのだったら一定の条件も何もないわけであつて、それにかなわなければ、民間デベロッパーの開発でなつてしまふのです。ただ私が言るのは、公営住宅という政府施策住宅のかなめである住宅についてでは二十ヘクタール以下の開発でもいいのかといふ、おそらく北側君の意図だったと思う、質問は。そういうことで、私はそれについていま聞いているわけですから、それじや全然前向きのことなんです。それでも何でもない。あたりまえのことなんです。それじや特定も何もないわけですよ。同じじやない

ですか。全然同じことですね。だめなんですか。それじや建てさせてくれない。東京都のように土地のないところでは困つてしまふので、われわれは言つてゐるのです。それから埼玉県でも、ある小さな町では財源がなくて、土地が高く買えないから調整区域に出してくれという陳情が殺到しているから、大臣にお聞きしているわけなんです。

○西村国務大臣 やはり市街化区域と調整区域と分けた、しかもいま市街化区域というものはいまの線引きでは相当広くなつておると私は思うのです。相当市街化区域内の面積は広くなつておる。したがつて調整区域については、やはり公営住宅でもそこに十戸でも二十戸でも三十戸でも建てるというようなことは、この制度がある以上は好ましくない。やはりある一定の規模というものをいわけですね」と呼ぶ)二十ヘクタール以下でもいいわけですね」と呼ぶ)二十ヘクタールということです。

○小川(新)委員 それじや同じことなんです。だから私は、確かに三戸や四戸の公営住宅を建てろと言つておるのじやなくて、十五ヘクタールとか十七ヘクタールくらいでも勘案をしてあげるという姿勢かと思つたのですよ。そうじやないのですか。

○西村国務大臣 そういう場合は結局、たとえば公営住宅で、それは二十戸、三十戸ということじゃなくて、何千戸建てる場合もありましょうからね。そういうふうに集団になつてくればその地域を市街化区域に編入して、区域がえをしてやるとますよ。つまり、公営住宅でも二千戸、三千戸、こういうふうなところの適地がある、しかも公共施設もできるというところがあれば、それは市街化区域に区域がえをしてやるという方法もあるわけで、原則はやはり市街化調整区域は大きいある一定の区域、こういうものをやるのが適当じやないか、私はこう思います。

○小川(新)委員 それでは、そういう規模があつたから、二十ヘクタールになつておる、そういうふうなことをやつて差しつかえないんじやないか、そういうふうな指導はいたしております。

○小川(新)委員 そうすると、私が聞いているのは、市街化が調整区域のそばでそういうのができて、市街化の条件として改正をしなければならないというところでなくとも、ある一定の条件が整つたところをこういうふうにグリマンダームみたいに、大臣の言つてゐる考え方といふのは変更するというふうになつちやうんですよ。それはおおむね五年以内ということは、私どもが理解しているのは、市街化がどんどん進んで、調整区域の中でも相当に住宅が建つちやつて、当然これは市街化をしなければならないというのはいまのようないか、私はこう思います。

○西村国務大臣 検討いたしましよう。

○小川(新)委員 これは大事な発言ですよ、大臣。市街化区域と調整区域の線引きの変更は五年たなければできないですね、御承知のとおり。そうすると検討ということは、そいつた一定の条件が公営住宅の場合にできれば、五年たたなくても市街化区域内に調整区域の線引きを変更してくれる理解していいんですね。

○西村国務大臣 私も五年ということは聞いております。おおむね五年ごとに調整区域……。それは時代が変わっていきますから。しかし特別な場合があれば、その五年以内で絶対やれないかやれるか。私はこの法律にどう書いてあるか知りませんが、やつてもいいんじやないかと私は想像するのです。法律はどう書いてあるか、事務当局に説明させます。

○吉兼政府委員 お答えいたします。

法律上は、おおむね五年ごとに見直しをするというふうなことを書いてございますが、私どもの行政指導としますれば、これは一つの全国的な基準でございまして、各都市ごとにいろいろな事情がございます。当初の線引きをやつたときのいろいろな事情等がありまして、それはその事情事情によりまして、五年を待たなくとも時宜により線引きの手直しとかいうふうなことをやつて差しつかえないんじやないか、そういうふうな指導はいたしております。

○小川(新)委員 そうすると、私が聞いているのは、市街化が調整区域のそばでそういうのができて、市街化の条件として改正をしなければならないというところでなくとも、ある一定の条件が整つたところをこういうふうにグリマンダームみたいに、大臣の言つてゐる考え方といふのは変更する。そういうこともケース・バイ・ケースだということで、これ以上は追及しませんが、この点はまた今後詳しく聞いていきたいと思います。それから、建築行政の面からちょっとお尋ねいたします。そういうこともケース・バイ・ケースだとありますが、不法建築をやつてているプレハブというものがたくさんある。これは今回わかつたのですが、それがたくさんある。これは今回わかつたのでありますけれども、そういう場合にはどういう処置を建設省ではとるのですか。

○沢田説明員 お答えいたします。

プレハブ建築に限らず、違反建築を発見いたしました際は、基準法によりましてこれは是正命令を出します。

○小川(新)委員 文部省の方、きょう来ていらっしゃるからお尋ねいたしますが、私どもの党で今回大阪の小中学校のプレハブの実態を調べました。四十六年五月一日現在で、小学校の総数が六百六十二校、うち百四十校六百十二教室、中学総数二百三十六校中、四十六校二百三十六教室、これはプレハブ教室で授業が行なわれておりますが、建築基準法、同法第八十五条第四項により、

プレハブ校舎は仮設建築物として府知事の建築許可を必要としておりますけれども、これらが、プレハブ校舎を持つ府下の百八十六小中学校のうちのたった十六校しか許可をとつておらないということがわかりました。これは一体これからどういう行政措置をとられるのですか。

○大串説明員 最近におきまして、東京周辺あるいは大阪周辺等の人口が急激に集中しておりますところでは、学校の学齢児童が急速に激増いたしまして、それに対しまして本建築は追つつかないという場合に、プレハブ建築をつくりまして教室の不足を補つてあるということが広範に行なわれております。その点につきまして、御指摘のようになります。そこで、教育委員会の所属長会議において、受けなければなりませんのでけれども、それを確認を受けずに建築しておりますというケースが多いということにつきましては、たいへん困ったことだと存じております。これにつきまして文部省では、教育委員会の所属長会議におきましても、厳重に基準法によりまして確認を受けて適法に建築するように注意を喚起いたしておりましたけれども、なおこれにつきましてそういう例があとを断たないといたしますと、文部省といたしましてもなおさらに厳重に、そういう不法建築を行なわせんように注意を喚起していかなければならぬと存じております。

なお、実際の建築の執行におきまして、文部省

の教育委員会関係では実際に工事を担当しておりますんで、実際に工事を担当いたしますのは市長部局の営繕部局でそれぞれ担当するということがございまして、その辺の連絡が円滑を欠くようになります。

○小川(新)委員 小中学校の校舎は、義務教育児童ですから、われわれおとなが入っているんじやないんですよ。あなた、地震が来たらどうする。

火事が起きたらどういうふうにする。このプレハブは熱いのにどのくらい耐えられる。雨が降ったとき漏る。どうするのです。一体いつ文部省ではこういった実態をとらえて通達を出したましたか。建設省ではこれから厳重にやると言つているんです。どうなんですか。いつ通達を出したのですか。

○大串説明員 ただいまの点につきまして、特別に通達は出しておりませんけれども、教育委員会の所属長会議におきまして厳重に注意を喚起しております。その点につきまして、御指摘のようになります。

○小川(新)委員 それは何年何月何日にやつたのですか。

○大串説明員 四十五年の五月の所属長会議、それから四十六年度の新年早々に行なわれました所属長会議におきまして、厳重に注意を喚起いたしております。

○小川(新)委員 それで、こういった大阪の実態が今日まで浮き彫りにされなかつた、われわれ党が調べてみて初めてわかつたという状態で、国会でいままで審議されたこともない。都道府県の、この大阪府の本会議でもいまだかつてやられたことはないのです。そういう注意をしたといったって、何にも改まつていなければ何にもならないじやないですか。建設省はこれに対してもう一ぺん

ます。そういう見落としがありましたことにつきましては非常に残念に思つています。

そこで、私どもは、この問題は手続上の問題と実態の問題があろうと思ひます。手続上の問題は今後ひとつ厳重にやつていただきかなればならない。また、いまやつてないものは直ちにそれをやつていただく。手続をしておりませんものにつきましては、先ほど先生もおっしゃつたような安全性とかその他の問題に問題があるものがあるかもしれません。そういう点につきまして非常に心配がござりますので、私どもはこれを最近知りまして、大阪府に通知をいたしまして、至急大阪府の手で点検をし、是正をするというふうに指示をしております。現在着々と進んでおります。また文部省のほうにつきましても、今後こういうことのないように、至急知らせていきたいと思っております。

○小川(新)委員 これもこういうふうに大騒ぎになつてから、何でもあとあとに行政が追つかけている。子供の安全とか子供の教育上、プレハブ校舎で勉強している子供と本建築で勉強している子供では、勉強をする、授業をする、まずそれ自体に格差が出てきている。夏は極端に暑い、冬は極端に寒い、そういう耐乏生活をいられなければならないとの理由はこれからいろいろあるでしようけれども、そういうところにどういう実態であるか。文部省は建築基準の申請もいいかげんにして、ただ手続上の問題だけじゃないと思う。この実態の調査、実態という問題は、われわれ裏づけにあるからいま声を大にして叫んでいます。万が一事故があつたときははどういう責任がとれるのですか。もしもその建築物それ 자체がいいかげんな建築であつた場合には、子供に大きな被害を及ぼさなければならぬ。そういうことを考えたとき、私はいまこの問題を提起しているので

あつて、そんないかげんに、やつたとかやらなければ何かという問題ではない。多くの、ほとんど九五年にやつたからいいんだ。何にも改まつていいじやないです。これをいままで四十六年と四十年にやつたからいいんだ。何にも改まつていいじやないです。どうなんですか。もう一ぺんあらためてお聞きします。

○大串説明員 御指摘のような相当大量のプレハブ建築が、不法建築で建築されております事実がござりますので、ただ手続を怠つていてというこ

と以外になお原因がござりますか、その点よく調べをいたして、不法建築が行なわれないようになります。それからなお、このようなプレハブ建築が起こることも重要ではないかと存じておりますので、御承知のように四十七年度の義務教育諸学校の施設費負担法の改正によりまして、小学校の建築の補助率を二分の一に引き上げていただくよう、それから人口集中地帯の集合住宅の団地等の行なわれますところでは、これまで前向きに、学校建築をつくりますのに一年半ございましたけれども、それを三年先を見越して建築ができますように、それから人口集中地帯の集合住宅の団地等の行なわれますところでは、これまで前向きに、学校建築をつくりますのに一年半ございましたけれども、それを三年先を見越して建築ができますように、今回法律改正をお願いしておるような次第でございます。

○小川(新)委員 よろしくひとつ厳重に注意を喚起しなければいかぬと思いますので、この問題については後日私どものほうにきちつと、どういうふうな注意をしたのか、どういう結果が出たかと

いふことを、委員会にまた発表しなければなりませんので、それに対するあなたのほうの処置について、私のほうにその資料をきちつとしたものをお届け願いたいと思います。

○小川(新)委員 それで、こういった大阪の実態が今日まで浮き彫りにされなかつた、われわれ党が調べてみて初めてわかつたという状態で、国会でいままで審議されたこともない。都道府県の、この大阪府の本会議でもいまだかつてやられたことはないのです。そういう注意をしたといったって、何にも改まつていなければ何にもならないじやないですか。建設省としては、大臣としては、都市計画を立法する

以上、当然これは立法の上でいろいろな問題があると思うけれども、このA、B、Cの農地についての課税はそのまま実行していくお考えですか。

○西村国務大臣 そもそも市街化区域内は原則としては調整区域をきめたというの、やはりスプロールしていかぬということでございます。

したがいまして、市街化区域内は原則としてはやはり宅地にするということでございます。しかし、実際その市街化区域内の農地といいましても、ずいぶん農地もたくさん種類がござります。したがってああいうような種類に分けたのでございましょう。したがって、建設省の立場と申しますか、これは私建設省の立場であり、國務大臣でございまするが、いまの制度は方向として私はいいと思うのです。ああいう方向じゃなかろうかと思っています。

しかし、また一方、考えられなければならぬことは、やはり住民に対して、農民に対して税が一ぺんにかかるべくするというようなことも政治としても考慮しなければならぬ点があらうと思います。したがいまして、いまこの問題については、やはり一つの大きい社会的問題にもなっておりま

すから、われわれの党でも研究いたしておりますし、私たちでもまた若干の検討はしなければならぬと思っておりますが、やはり目的は目的として、宅地をなるべく——その区域内の農地はずいぶん差はありますから、C農地なんか大部分ですが、いまA農地ときめられたところは介在農地でござりますから、なるべくこれは皆さんの協力を得て早く宅地へ、住宅難がないようにしたいといふことでございます。しかし税金そのものにつきましては、これはやはり急激に税がかかるということも一方考えてやらなければならぬ、かようと思つております。

○小川(新)委員 そのためにA、B、Cの農地に

分けて政府・自民党が提出した問題に対し、自

民党さんは賛成、聞くところによると野党は反対。わが委員会ではありませんが、本来私は、この法律は連合審査で、農業の立場と都市の立場と

ほんとうは並立してこれを審議して、A、B、Cの農地の分け方が適当であるのか適当でないのか。われわれ都市サイドに立っている者としてはどうしても住宅地といふものの要請がある。これは農業のサイドからまた違った角度からものを持ちますから、それはそういうことがあると論じることになりますが、いまの、大臣がそういった大きな国民の側に立つての御判断はもちろんこれは大事なことです。

そこで具体的にお尋ねいたしますが、A農地はこれはもう市街化されている土地の中にある農地、たとえば駅前にまだ農地があつたとか、そうちうようなA農地については四十七年度から施設されることには大臣反対ぢやありませんか。賛成ですか。

○西村国務大臣 これはいま政治問題にもなっておりますから党でも研究いたしております。また私はおおむねその方向はいいと思いまするけれども、これはわれわれもそういう農民の立場にも立つて考えてやらなければならぬことですから、運用の面でやはりいろいろ手は考えなければならない。いまきめたとおり全部やるんだ、こう言つてしまえば早いことになるでしようけれども、私はそうはやはりいかない、ある程度の考慮はしなければならぬ、かようと思つております。

○小川(新)委員 それは野党が言うのならないんですけれども、少なくとも建設大臣や農林大臣が法案を通すときに採択して決定した事項ですよ。ほかの方々が言つておるのならそれもわかりますよ。少なくとも責任者がそんなあややかなことでは困っちゃいますよ。きまつた問題ですよ。

昭和四十七年度からA農地は課税する、昭和四十八年度はB、それから五十一年はCというふうにこんなようにならんとしたのは分けたような実態があって、その理由によつては、自力建設とか住宅五ヵ年計画に及ぼす影響というものの大臣の立場は言わなければならぬでしよう。私は少なくともこのA農地については、もう少し大臣のがつくりした答弁をきくはいただいたいのです。これはたいへんな問題です。いま問題になつてゐる

のはA農地です。ことしから課税になるところが大反対になつてゐる。そういう実態を、突き上げがくるまでは政府としては何も全然考慮をしていないあの法律を通してましたとありますし、まあらゆる方面から追及されている。大臣のこの一面いえ、保利大臣のときは、急速には市街化区域の中の農地といふものの固定資産税が上がらないということを言つた。こういうことがいふ発言というものは非常に大事なんありますけれども、どう理解したらいいんですか、結論としては。

○西村国務大臣 この法律をつくる場合には必ず議論があつたようではございませんが、やはりA農地というものは、そういう市街化の中において比較的にもう宅地に早くしたいということであつて、それでA農地は五年以内の変更のときにまた調整区域に入れる考えはありますか。

○小川(新)委員 もう一回言つてください。

○西村国務大臣 市街化区域内にあるA、B、C農地のC農地を——建設省は八十万ヘクタールを市街化区域に編入しようとした。ところがこれがいろいろな圧力によって百二十万ヘクタール以上になつておる。それだからこういう問題が出てきておるのだから、今度の変更のときには拡大なくて、C農地は市街化調整区域に逆戻りさせる考えはないかということです。

○西村国務大臣 それは私は一がいに言えないと思います。もともとこの線引きは建設大臣それ自身が引いたわけじゃないのです。知事が、公共団体の長が住民の納得のもとで一応引いたんですけど、したがつて住民参加でやつたんです。しかし思つたいろいろな事情でこれを調整し、直そ

ことは、これはケース・バイ・ケースのことです。さいまして、地方公共団体の長がまた住民の、これは同じ手続をしてやはり変更しなければならぬと思ひますから、それはそういうことがあると私は思ひますから、それはそういうことがあります。

○小川(新)委員 農民団体が反対しているんですね。一つは、市街化区域と調整区域に分けるときには、はつきり言うと固定資産税が上がるという認識がなかつたといつておるわけですよ。要するに市街化区域と調整区域に分けたとき一番頭にあつたものは、調整区域に入つたらうちが建てられない。土地の流通ができなくなる。だから市街化区域に拡大して編入しよう、しようという圧力が相当地並みにやるといつたらわあわあ騒ぎ出したわけですよ。騒いだということは、政府の行政がはつきりそこまで言わなければならぬ。そういう前提条件をはつきり農民の方々や地主の方々に納得してもらつた上で線引きをやれば、C農地世論が騒いできたわけでしょう。あるなら、もう一回洗い直しをやらなければならぬ。そういう前提条件をはつきり農民の方々や地主の方々に納得してもらつた上で線引きをやれば、C農地の面積が市街化調整区域に編入され、八十万ヘクタール近くの建設省当初のラインと同じになつていくのではないか。その中に緑地指定地域とか生産緑地地帯とか、そういうものを施行するのが建設大臣の権限だと私は思ひます。また、これは都道府県知事に権限を与えておりますが、最終決定は大臣でしよう、この線引きは違ひますか。そういう、おれは知らないんだ、知事がやつたんだ、地元の公聴会できめてやつちやつたんだから関係ないなんて、そんな無責任なことを大臣言わされたら、日本の都市問題といふものは大混乱を来たす。そうでなくともいま

土地問題だと住宅問題で問題を起こしておるのですから、こういう点、私は大臣の明確な理念をもう一ぺんお聞きしたいと思うのです。

○西村國務大臣 私は責任がないとかなんとか言つておるわけではないのです。そういう線引きをする段階としては住民の参加を得るよう、その段階において公聽会を開いたり、あるいは決定をすると、結局総覽に供したり、いろいろやつて、地方公共団体の長がやはりきめておるのをございますから、したがつて、それがいろいろな理由によりましてそれを変更するというようなことは、それはあるから、五年にならなくても、五六年たたなくともいろいろな変更があるだろう、こう言つておるのです。ところが、市街化区域になつたところは全部宅地にするというようなことはないで、ある一定の規模をそろえれば、そのうちには緑地も要るであるうし農地も要るでしょうし、いろいろあると思います。したがつてやはり弾力的にものごとを考えなければ、ちゃんと変更されたからどうにもならぬのだという考え方ではいかなのではない。しかし根本的目的はやはり住宅難で土地がないからということ、その目的はやはりはずしてはいけない、かように考えております。

○小川(新)委員 だからそういう弾力的な考え方で後退もあり得る。調整区域にもう一ぺん戻すことによっては、市街化区域に拡大することばかり考えてきたのだから、いままで。土地がない土地がないで、農業政策の何にもできないときに、こういうことをしたからこういう問題が起きた。税金がこんなに高くなるという認識がなかつたから農家の方々がぶつたまげたのです。そういうことをいろいろ考へると、確かに八十万ヘクタールよりも百二十分にふえたやつたということ、これは日本の都市行政上必要がないという建設省の試案であるならば、私は調整区域にもう一ぺんC農地に戻しても、ケース・バイ・ケースならないじやないですかといふ、こういう質問なんです。一言いいです。

○西村國務大臣 そういう侧面もあり得ると思ひます。○小川(新)委員 それじゃこれは必ずいぶん前向きをするときには結局総覽に供したり、いろいろやつて、地方公共団体の長がやはりきめておるのをございますから、したがつて、それがいろいろな理由によりましてそれを変更するというようなことは、それはあるから、五年にならなくても、五六年たたなくともいろいろな変更があるだろう、こう言つておるのです。ところが、市街化区域になつたところは全部宅地にするというようなことはないで、ある一定の規模をそろえれば、そのうちには緑地も要るであるうし農地も要るでしょうし、いろいろあると思います。したがつてやはり弾力的にものごとを考えなければ、ちゃんと変更されたからどうにもならぬのだという考え方ではいかなのではない。しかし根本的目的はやはり住宅難で土地がないからということ、その目的はやはりはずしてはいけない、かのように考えております。

○小川(新)委員 市街化区域内のA、B、Cの農地にあって、いいですか、いままで一坪八円五十銭ぐらいの農地がA農地として今度は一躍千倍にも上がる。その差益分、高くなつた分だけを市民税で払つてやるという条例です。こういう考え方についてはほんとうは自治大臣に聞きたいのだけれども、きょうは自治大臣おらないから、建設大臣はこういう問題についてはどうお考えになつておるか。基本的な問題……。

○吉兼政府委員 本来大臣からお答えすべきことかと思いますが、私が承知している範囲内でお答え申し上げます。

確かに川口市でそういうふうな新しい制度をつくらうとしているということを伺っております。その中身はいま先生おつしやつたような中身と承知しております。その問題は、市民の税金をそういう特定の農民に割り戻すという点は、直接にはこれは地方税財政の問題だと私は思いますが、そういうものを選定する考え方でござります。これは川口市の考え方によりますれば、やはり都市化のための税金をどうしておなたは認めておられるのでしょうか。地中に生産緑地なんというのはあるのですか。それをいまあなたは認めておられるのですか。

○吉兼政府委員 税法上の扱いとしましては、都市計画上の公園緑地、いわゆる施設緑地、そういうものを都市計画できめたものは税は据え置く、こういうふうに税法上はなつております。いま議論になつておりますのは、そういうもの以外に緑地スペースというものが都市環境上必要なんじゃないかな。そういうものは現在制度上ございませんが、やはりそういうものを制度上、都市サインでございませんから、川口市はああいうふうなことを川口市独自で考へておるのだと思いますが、やはりそういうものを制度上、都市サインでございませんから、川口市はああいうふうな税を取るといったって来年からすぐ取るというのも検討することが将来の方向としまして必要なことですね。

○西村國務大臣 しかし都市化するといいましてC農地を問わずケース・バイ・ケース。そうすると大臣は、C農地だけならばとつておくという。つておくのだったら、もう市街化区域を調整区域にしちゃつたらいいじやないですか、それだつたらしいがね。

○西村國務大臣 これはだんだん非常に不明確な線になつてきてしまつたですね。この線引きは最初はそうじやなかつたのですからね、言つてはいることが、だんだん固定資産税の問題から生産緑地の問題が浮き上がってきたのですから、それはA農地でやつてくれといふ声なんですね。A、B、Cを問わずケース・バイ・ケース。そうすると大臣は、C農地だけならばとつておくという。つておくのだったら、もう市街化区域を調整区域にしちゃつたらいいじやないですか、それだつたらしいがね。

○西村國務大臣 しかし都市化するといいましてC農地を問わずケース・バイ・ケース。そうすると大臣は、C農地だけならばとつておくという。つておくのだったら、もう市街化区域を調整区域にしちゃつたらいいじやないですか、それだつたらしいがね。

○西村國務大臣 いぶん先です。しかも、取りかかつても、全部ほ

な姿勢です。私どもは今まで拡大ばかり考えていたけれども、後退もあり得るというきょうは答弁をとつたわけですね。

それじゃもう一ぺんお尋ねしますけれども、市場とすれば、そういう存在緑地といいますか、都市環境上の緑のスペースを確保するということは、これからやはり考えていかなければならぬ問題だ。単に公園緑地だけで十分というふうに私も思ひません。そういう制度はやはりこれから検討しなければならないという趣旨からいます。

○西村國務大臣 それはそういうこともやはり土地によつてはあるのじやないかと思いますけれども。――A農地ですか。

○小川(新)委員 A、B、Cの農地において。

○西村國務大臣 私は、A、B、CのC農地といふような観点から、そういう都市内の緑地を確保する、緑地環境をリザーブするという観点からそういう農地を選んでいく。選ばれた農地について、一定期間これを宅地転用は困りますよ。そのかわりの反対給付として税金は据え置きます。上がつた分についてはお返しいたしましよう、こういう考え方かと思います。私どものほうの都市化の立場とすれば、そういう存在緑地といいますか、都市環境上の緑のスペースを確保するということは、これからやはり考えていかなければならぬ問題だ。単に公園緑地だけで十分というふうに私も思ひません。そういう制度はやはりこれから検討しなければならないという趣旨からいます。

○西村國務大臣 も、これは農家を守るために、いま与野党から出ている新しい対案として局長が認識しておつしゃつておられるのです。それを守るための税金。これを考へていつたら非常に議論がむずかしい議論になりますけれども、そういうたた生産緑地構想といつた分についてはお返しいたしましよう、こういう考え方かと思います。私どものほうの都市化の立場とすれば、そういう存在緑地といいますか、都市環境上の緑のスペースを確保するということは、これからやはり考えていかなければならぬ問題だ。単に公園緑地だけで十分というふうに私も思ひません。そういう制度はやはりこれから検討しなければならないという趣旨からいます。

○西村國務大臣 ものは、大臣、これはいいんですか。都市化の、やつていつたら非常に議論がむずかしい議論になりますけれども、そういうたた生産緑地構想といつた分についてはお返しいたしましよう、こういう考え方かと思います。私どものほうの都市化の立場とすれば、そういう存在緑地といいますか、都市環境上の緑のスペースを確保するということは、これからやはり考えていかなければならぬ問題だ。単に公園緑地だけで十分というふうに私も思ひません。そういう制度はやはりこれから検討しなければならないという趣旨からいます。

○西村國務大臣 ものは、大臣、これはいいんですか。都市化の、やつていつたら非常に議論がむずかしい議論になりますけれども、そういうたた生産緑地構想といつた分についてはお返しいたしましよう、こういう考え方かと思います。私どものほうの都市化の立場とすれば、そういう存在緑地といいますか、都市環境上の緑のスペースを確保するということは、これからやはり考えていかなければならぬ問題だ。単に公園緑地だけで十分というふうに私も思ひません。そういう制度はやはりこれから検討しなければならないという趣旨からいます。

んどうの宅地並みに取るのは五年もかかるのですから、そういうところは暫定的に認めるということでもいいのじやないかというような気がするのです。私は法律上はどういうふうになつておるか知りませんけれども、そういうような気もいたします。

○小川(新)委員 これは予算委員会だったらしいこんな大臣がいるから、ほんとうのこと言つたらこういう答弁だつたらほんとうに詰まつちやいますよ。大臣だけしかいないから私もこれ以上大臣をいじめません。これは自民党の案がいまそなうんです。自民党が言つていることもそれなんです。生産緑地を置こう。これは四十七年を一年繰り下げる。だんだん後退している。一ぺんきまつたものを、いま世論の圧力に負けてもう一ぺん手直ししようという。都市化問題からいたら大後退だという議論もある。だけれども農民の立場からいって守らなければならぬという立場から、大臣そう言われているんだから私はこれ以上追及いたしませんが、いまの大臣の答弁というものは私はまだよく理解できないのです。これは後日またお願ひしたいと思うのですが、よろしいですね、委員長。

それからさらに続けて言いますが、大蔵省の構想の中に住宅対策庁新設などいう新聞記事がでかく出ている。それから通産省からはこういうのが出ているんですね。建設促進の三段がまえとして、景気浮揚の柱に建設省の五カ年計画とはまた別の考え方述べている。それから経済企画庁、これは住宅建設に総合施策をやる。こういうふうに建設省のお株を奪うように、大蔵、通産、経企庁、これらが頭越しに——一体建設省が知つていてこういう案が出てきているのかどうなかか。これはひとつ各省から構想をお聞きしたい。なぜこういう問題が起きてくるかということは、建設省の住宅計画があまりにも遅々として進まない、見るに見かねて各省がこういう構想を打ち上げてきたのか。一体この辺のところはどういうふうな連絡ができるのか、こういうことを私非

常に疑問に思います。もしもこういうことが事実でないならば、書いた新聞社は日本経済新聞です

が、日経新聞はうそを書いたということになる、それでないことになりますが、私はあるところから確実にこれをつかんであります。どうかその辺のところを各省、いま申し上げました大蔵、通産、経企の順でひとつ構想を、簡単でいいですから述べていただきたい。これについて建設省とはどういうふうになつてているか。これがわかれば私の質問を本日は終わらしていただきます。

○藤井説明員 三月四日付に大蔵省の構想として、住宅対策庁を中心とした住宅対策、地価対策についての記事が出ていたことは私ども承知しておりますけれども、内容については全く思い当たるところがあります。閲知していないというのが現状でございます。

○並木説明員 ただいま御指摘のございました日本経済新聞の記事でございますが、あれは実は昨年、部内で景気振興対策の一環としまして仮定的におきましては、建設省の公式見解として、その内容につきましては通産省の公表見解ということになつていいわけでございます。

なお、部内資料の内容でございますが、これは総額におきましては、建設省の第二次住宅五カ年計画の内容、これを逸脱して別に考えておるわけではありません。

○生田説明員 お答え申し上げます。

住宅投資、住宅建設の問題につきましては、社会資本の充実、それから今後の景気浮揚という観点から非常に大きな問題でございますので、経企庁としてもこの問題をこの際勉強しておこうということで、部内に勉強会を設けまして勉強を続けているところでございます。それから建設省その他の各省との関係につきましては、その研究会、勉強会の途中におきまして各省のお知恵を十分拝借いたしまし、さらに民間の学識経験者の意見も伺つていただきたいということで進めていく次第でござります。

ざいます。

○小川(新)委員 たいまお聞きのような状態なんですが、建設大臣、いかがですか。

○西村国務大臣 各省が住宅に對して関心を持つてくれるることはけつこうなことです。また、一口に住宅といいましてもやはりいろいろな関係がある。大蔵省においては金の關係、通産省においては量的な住宅の關係、その標準化の問題、いろいろございます。しかしそれは一つの勉強会というようなことで、大蔵省は全然知らぬというようなことですから、あまりたいしたことはないんじゃないかな。

○小川(新)委員 私はもう言うことはありません。これだけ大事な、国民的世論の住宅問題について各省が真剣に取り組んでいることを、たいしたことがないと一言のものにきめつけてしまうところに、建設省にまかしきれないからわが省のほうでもいろいろ研究しなければならぬ、こういう問題でこういうふうに新聞報道がされてきていると思うんですね。それもものすごく大きく、ほとんど一面を使つよう書いてある。これを報道した日経が間違った報道をしたとかしないとかの議論をここでやつてはいるのじやなくして、やはりこういう問題が各省で大きなテーマとなつてゐることは事実です。取材に当たつた記者の諸君だってめちゃくちゃなことをここへ書いているわけじゃない。ただ、いたしたことであるかないか、その判断の基準というものがどこにあるかということは、大臣の気持ちと私は別の考え方を持っておりま

すから同じとは言いませんけれども、少なくとも各省がこういつた住宅の本質論という問題でできわめてることについて、建設省はもつと責任を持つて、よい意見であるならば取り入れるだらうし、またそういう面で分担をして仕事をやらなければならぬようになった場合にはこれをやらなければならぬと思う。しかし、たいしたことないなんということを言われたんじや……。私もせつか質問した当事者として、たいしたことないことを本委員会で聞いたわけではない。一つ一

つ聞いていけばたいへんなんですけれども、時間がございませんから、再度大臣の決意を伺います。

○西村国務大臣 最初に申しましたように、住宅はいろいろな面が非常に多いわけです。それで各省政府が協力してくれることはたいへんありがたいのです。私は新聞を詳しく拝見いたしておりませんが、それは住宅についていろいろなところからいろいろな意見がございます。したがいまして、たんじやございませんけれども、それはいいところは十分取り入れなければならぬと思つております。とにかく、公共事業いろいろありますけれども、建設省といたしましても、やはり何と申しましても住宅が一番大事だ、こういうことは私は自分でも十分認識を持つております。力は足りませんけれども、そういう認識だけは持つて、少なくとも建設省で認められた五カ年計画、また住宅に対する責任官庁である役目だけは、皆さま方の御協力で十分果たしていただきたい、かようと考えております。

○小川(新)委員 最後に、私は資料要求をお願いしたいのですけれども、昨年の四月、本委員会において沖縄の土地の問題で質問をいたしました。そのときに取り上げた米系資本のマニニング・コーポレーション、マニング商会等々の、要するに沖縄の土地を買ひ占めているこの後の調査実態についての資料をまず要求したい。

第二点は、地元不動産業者と提携して沖縄の土地を買ひあさつてゐるところの実態を知りたい。まず面積、会社別名、それから地元のどの地点がどのくらいの面積賣い占められているのか、それから一平方メートル当たりの単価、これが沖縄総合開発計画にどのような影響を与えてゐるのか、この点についての資料要求をいたしまして、私の質問を終わらしていただきます。

○吉田(之)委員 ありがとうございました。

○吉田(之)委員 次に、吉田之久君。

○吉田(之)委員 先ほど小川委員からも、市街化

区域、調整区域の問題、それに関連する農地の宅地並み課税の問題についていろいろ御指摘がございました。そこで、この機会に大臣にお伺いいたしたいのですが、今日全国的に大体線引きというものは全部終わったのですか。その進行状況を御説明いただきたい。

○西村國務大臣 正確な数字は政府委員から説明ますが、初めは九百七十市町村です。それが九百三十三カ所で、まあ九〇%以上、ほとんど終わつた次第でございます。

○吉兼政府委員 市街化区域の設定を行なう最初の市町村は七百九十二でございます。それに対しまして、今日現在においてその設定を完了しております市町村は七百三十三でございます。率にいたしまして九三%が当たります。残つております町村は五十七町村でございます。

○吉田(之)委員 あとからおつしやつた局長の答弁のほうが数字的に正しいと思うのです。そこで、市町村の数からいって九三%完了したが、想定される面積からいってどの程度完了しているのですか。

○吉兼政府委員 面積の割合はちょっと手元に資料がありませんから、後ほどお届けいたしますが、おそらくもうネグリジブルだらうと思います。面積におきましては、残つておりますものはごくわずかだと思います。

○吉田(之)委員 該当市町村の数あるいは面積からいっても、ほぼ九〇%をこえているのではない

かというふうに思いますが、ただ、たてまえとして一〇〇%すべて終わつていい現時点で、農地の固定資産税をどうするかという問題がすでに深刻な問題として出てきているわけですね。この辺の調整がとれない、ともかくぐずぐず言つてゐるところはそのままなんだ、早くきめたところはすぐに差し迫つた問題が出てくるという点で非常に行政上はおもしろくない面が出てきていると思います。それから、この機会にきまるにはきましたけれども、市街化区域の線引きのしかたにおいて、各市町村の当時の政治的な事情から実

態において相当格差、むらがあると思います。たとえばある町などはもう全部、一〇〇%はC農地といわれ城にするのだということをしてしまつて、いますぐに宅地並み課税で、これは考へていたことと全く食い違つてきたということをしてしまつて、いますぐしておりません。また非常に限定して、市街化区域を小さくつくり過ぎている面もあるのではないか。こういう作業はまだ完了してない。また、いまだ見えてその内容にいろいろと千変万化の変化がある。そういう中でこのA、B、C農地の宅地並み課税を直ちに発足させることができないのかどうかという点で、大臣はいかがでございましょうか。

○西村國務大臣 ここに、市街化区域内の面積は一万二千平方キロ、そのうちで農地の面積が三千平方キロメートル、こうなつております。これだけお知らせしておきます。

そのほとんど完成をしておる。しかし全部完成はしていない。この段階でどうかということですが、そういうことも踏まえて、もうすでに法律は発足してやるようになつておるわけでございま

す。しかしそれがどうかという問題がありますから、いまそういうようなトラブルもいろいろ起つております。しかし、そのうちで農地——農地といいましても、三千ヘクタールの農地のうちの大部、九〇%がC農地といつて、すぐ宅地開発ができないところなのです。しかも固定資産税を取る年度も五十年からというふうにいぶん先からスタートしよう。そしてその完了には五十年もかかるかかるということですから、ずいぶん先のことなのです。しかしA農地で認められたところは、ほんとうの市街地に接近しておると、きわめて都市の機能、下水道とかあるいは水道とかいうようなものもすでにあって直ちに宅地にできるところはやはりきめられた年度でスタートしたほうが私はいいと思うのです。運用の面はいろいろあります。法律はすでに決定されておるので

す。二・四%といわれておりますが、三千平方キロメートルの二・四%、九〇%はC農地といわれておるのですから、C農地、B農地はもうずいぶん先のことですよ。A農地についてはやはりきめられた時点で、多少運営の面は考へてもいいけれども、これはスタートすべきものだ。また建設省のほうでも、住宅難の解消のためになるべく早くスタートすべきである、かように考へております。

○吉田(之)委員 大臣のお考へ、よくわかります。ただC農地あたりは、現実に市街化区域には入りましたけれども、そしてこの新都市計画法は十年間で市街地にしようということではありますけれども、さしあつてはほとんど買ひ手もない

でしょう、まだ計画も進んでないでしょうし、純然たる農業經營地帯であることには変わりはないと思ひます。ですから、いま四十七年、五十一

年からそろそろ段階的に課税を宅地並みに引き上げていこうという発想ではございませんけれども、もつと先まで延ばしてやるほうが自然ではないでしょうか。実態に即したことにならないでしょ

うか。まだ全然買ひ手もない、そらしてきのうと

きようとも変わらないのに、そろそろ三年後から宅地並みに税金が変わつてくる。C農地なんかは十年後に出発してもいいのではないかと考えます、その点はどうですか。

○西村國務大臣 それはそういきません。A農地については、これは宅地が少ないのでから、やはり宅地化したほうがいい。B農地、C農地はそ

うでない。A農地についてはことしからきめられたりにやつたほうがいいだらうと思ひます。

B農地、C農地はいま直ちに考へる必要はないですね。

○西村國務大臣 それでは、

○吉田(之)委員 わかりました。

それで、A農地の場合に、たとえば生産緑地とみなして特別に宅地並みの課税をしない場所が設定される。ところが、それが約束を守られない場合に、法的な根柢とかいう点で現在非常にあいまだと思うのです。そういう点、いろいろと法律上手直し、整備しなければならない問題点があるのではないか、こういうふうに思ひます。

○吉田(之)委員 のとき手直してもいいと私は思ひます。

○吉田(之)委員 生産緑地とかなんとかいうこと

で約束をしたものについて約束を守らなかつた場合は、当然これは租税法上の特別の措置を講じなければならぬというふうに私は考へております。

の問題はA農地は四十七年からスタートしようぢやないか。これはまさにわざかな面積であつて、だれが考へても近郊の宅地とあまり変わりはないのではないか。また宅地を供給してもらいた

い、そういうところは農業をやる適地でないのじやないかというスタートからきておるのですか

で、将来そのときになつてまた考へればいいのですか

は既定方針、その他のものはあまりいじらなくじやないかというスタートからきておるのですか

○吉田(之)委員 次に、いま大臣も所信表明の中で述べになっておりますが、いろいろと既成市街地の再開発、あるいは新市街地の計画的な整備を推進していかれる面の中で、現在都市計画の推進、あるいは都市再開発法の実施の中で随所にトラブルが非常に起っております。そういうトラブルがますますひどくなってくる傾向にあるのではないか。建設省としても非常に重大な問題だと思つておるかという点について概況を御説明願いたい。

○吉兼政府委員 市街地再開発事業の現在の施行状況は、先刻もお答え申し上げましたとおり、新法によるものが二十五地区でございます。それから旧法による継続中のものが七地区でございます。したがいまして三十二地区に手がけておると

いう状況でござります。この中で、お尋ねのトラブルの関係でございますが、私どもの承知しておる範囲では二地区あるようござります。なお、もう一地区、これは東京の江東防災の関係でござりますが、これは非常に規模が大きいために、まだ煮詰めなければならぬ問題点が若干残つておる、そういう状況でござります。

○吉田(之)委員 たとえば私どもの近所のある町で、いま都市計画法並びに都市再開発法による市街地再開発計画、道路計画をやつておりますけれども、二度の公聴会を開いたところ、公聴会に公述した人たちが全部反対してしまつたというふうな例がござります。こういう場合どうなりますか。

○吉兼政府委員 公聴会というのは都市計画法上一つの手続上の要件であります。したがいまして、そういう手続を踏んで、その結果お話しのよう、公聴会としての目的は十分達せられなかつたかどうかということがあります。したがいまして、そういう手続を踏んで、その結果お話しのよう、公聴会としての目的は十分達せられなかつたかどかうかというふうな状況判断等はあります。

○吉田(之)委員 そうすると、公聴会というの

ただ参考までに聞いたというだけの場合もあり得るわけですね。

○吉兼政府委員 公聴会というものの制度上の性格はそういうものでございますが、やはり制度の趣旨からいいますと、できるだけ公聴会を再度重ねまして、地区住民の意見がその事業に十分反映されるような努力をすべきものと私どもは考えております。

○吉田(之)委員 例として伺いたいのですが、たとえば、今後も大いにこういうことがあり得ると思つて、公聴会が全員反対するというような場合、再度いろいろと公聴会を開催して事情を説明し、あるいは若干計画等も変更して、やはり

住民のほぼ多数の協力を得てから発足するのが私どもはこの精神だと思いますが、そういう点で、いままで公聴会がネックになつて推進できなかつた例があるのかないのか。

○吉兼政府委員 再開発事業計画ではほかにそういう例を私どもは承知いたしておりませんが、例

の市街化区域設定の作業の中ではそういうケースが若干あつたように承知いたしております。

○吉田(之)委員 こういうトラブルが起つた場合に、建設省はどの程度指導的な役割りを果たされるか。いろいろと地域地域の事情がありますし、かまつていいいか悪いのか。しかし、最終的にはも

うどうにもならないといいう場合が今後間々出でると思うのです。建設省は、こういう住民とのスマートな合意が成り立つために今後どういう役割

りを果たすとされるのか、この点について伺います。

○吉兼政府委員 再開発事業にいたしましても、これはあくまでも公共団体が中心になつてやる事業でございまして、重要な都市計画ということで建設大臣の認可権がございます。したがいまして、

私どもの指導としましては、やはりできるだけ施工者と地区住民が十分なコミュニケーションをとりながら、お互いの納得、合意の上で事業に立ち上がるということが望ましいわけでございます。

○吉田(之)委員 そうすると、公聴会というの

の原案というものを、いま御指摘のように固執せず、その手直しをするとかというふうな彈力的な態度で、住民との調和を保つていくというふうなことはやはり考えるべきだと思いますし、随時個々のプロジェクトごとに状況を聴取しながら、適切な指導をしてまいりたいと思います。

○吉田(之)委員 特にわが国全体の都市計画あるいは再開発の推進としてはまだ初步的な段階だと思いますので、建設省のここしばらくの指導の適否が、いろいろと全国的な今後の問題に大きな影響を与えてくると思います。十分ひとつ知恵をしぼつてコミュニケーションをはかつていただきたいというふうに思います。

それから、今度通産省のほうで工業再配置促進法案なるものを用意しておられます。これはいろいろ説明を聞きましたが、建設大臣は所管大臣に入らないようございます。しかし、われわれの常識から考えれば、建設省とはきわめて重要な関連を持つ法案であり、そして再配置の大事業であると思います。私どもはこれで一番気になりますのは、たとえば誘導地へある工場を移していく場合には、その工場のあとに再び工場が建てば全く意味がないわけです。だから、これは公共施設に転用するとか、あるいは先ほどから話が出ておりました緑地化していく、公園化していく、こういうことがせひなされなければならない。その場合に一体幾らの価格で地方公共団体が買うのかという問題、それは当然地価公示法による公示価格の問題も関連してくると思うのです。したがつて建設省は、この重大な発想に対して相当深い関心と適切な指導をなさらないと、これは絵にかいだもちになつてしまふと思います。工業再配置促進法案に対して、建設省自身はいまとのように考えておられるか。

○西村国務大臣 実はこの法律は最も建設省と関係がある法律でございまして、私はやはりこれは

通産省と共同で提案すべきぐらいの値打ちのある法律であると思うのですけれども、今後

そういう折衝をして、開議で再度練り直されるお考えはありますか。

○高橋(弘)政府委員 御質問のとおり、この法案につきましては、これはあと地の問題もございま

すし、また移転先の公共施設、社会資本の整備の問題、環境問題、その他非常に建設省に関係の深

い問題でございます。したがいまして、私ども、

この法案が提案されたときにいろいろ通産省にも意見を言って、当初案とは相当違った点が多くなっている次第でございます。

私どもは通産省とよほど折衝して、その案の最終的決定になるに及びまして、たとえば地域区分をいろいろ行なうわけです。誘導地域、それから移転促進地域、こういう地域については、最初は、通産省が基準を、したがつて通産大臣がこれをきめる、告示するということであつたわけですが、それどころも、私どもそれでは困るということで、政令でその地域をきめるわけでございますが、こ

○吉田(之)委員　いま大臣もお述べになりました。そしてまた局長もお答えになつたとおりでございますが、この所信表明の中に一言半句も書いていない。おそらく、無理に建設省が乗り出さなくては通産省のお手並み拝見しようじやないか、それこそ私はセクト主義だと思うのです。ほんとうにこのことを完全に実施するために、建設大臣は、むしろこの主体になるべき省は建設省であるというふうな考え方で臨んでいただきたいと思うのです。

ですから、そういう鑑定士を使ってこっちが地価公示をやつておるのでですから、私は無形の相当な利益を来たしておると思います。しかしこれが完成了した暁にはこの制度を十分活用しなければならぬ。たとえば地価公示以上の価格で買った場合に税金をどうするとかこうするとか、もう少しこれが完備すればこの公示制度が十分実働するようになります。これを仕向けていかなければ、せっかくいま努力して数千カ所、数万カ所の地点をやろうとしておるのでござりますから、ひとつ完成した暁には――まだ部分的でありますからそこまでいきませんが、完成した暁には相當にこの制度を生かしました

ることはあたりまえでござりますけれども、政令の立案にあたつても建設省と事前に協議するということは話はなつております。また、工業再配慮の計画というのも、これは通産大臣がきめますけれども、当初案におきましてはこれは通産大臣だけできめる。これを、建設大臣と協めて関係の大臣と協議して、この基本方針となるべき配慮計画というものをきめるということになつております。同時にまた、この再配置計画そのものも新全縦計画だからその他のいろいろな計画との調整がございまして、都市計画のあるところにつきましては都市計画との調整ということで、ちゃんとこの法律に規定しておるわけでございます。また、一番最初に

らためて一番疑問に思いますのは、公示価格の問題であります。たとえば、そのあと地を何を基準にして買うのか、買い上げるのかということになりますと、公示価格かといえばそうでもない。プラスアルファがあるわけです。公示価格というものはそういう程度のものなのか。それから、こういう大きな仕事を進めていくためには、いわゆる全国の価格の決定がどの程度進んでいくか、これをはつきりさせないと仕事は始まらないと思うのです。そういう意味で、いま全国にわたる地価公示の進捗状況、並びにその前に、地価公示そのものの意義についてあらためて聞いておきたいと思ひます。

○吉田(之)委員 たゞ、気になりますのは、この一万ヵ所に及ぶ地価の公示でござりますけれども、大体メガロポリスを中心にしてやられるはずでございますね。今度は誘導地域というのができて、北海道とか裏日本とか、このほうに工業を移していくところ。向こうのほうの基準もきまらないといろいろ混乱を招くと思うのです。こういう点も、建設者がいろいろと進めしていく国家的な政策にマッチするような手立てをしておかないと間に合わないと思います。そういう点、ただ福岡とか大坂、東京、名古屋周辺だけの地価をきめるので

に公的機関にあと地を譲渡するということを、この法律提案にあたりましての覚え書きの中にも第一に書いている次第でございます。また、この法案とともに新しくこの事業をやる性格を帶びた公団ができるわけでござります。この公団の業務その他につきまして、建設省を含めた関係省庁の連絡協議会というものをつくって、そしてこの業務について十分連絡協議していくということを覚え書きでいたしました。そういうことについては私も実際に実行していきたいと思いますし、またそういうことを通じまして、先生のおっしゃる

千カ所くらいの地点をやう。四十七年度は相当、二千八百カ所くらいやるわけですが、まだ完成はいたしておりません。それから公共用地は、やはり地価公示制度がありますから、公共用地を買うことはそれがめどになるわけで、いませつかく地価公示制度をやつて何も役立たないのじやないか、こういうことを一般にいわれておりますが、それはたいへんな間違いです。それがために地価が下がったとかなんとかは申しませんが、一定の標準にはなつております。たとえば民間の土地を買ううとしてもやはり鑑定士がこれを評価しま

地価公示というのもさらに推進していかなければならぬといふように考えます。この点は強く要望をいたしておきますし、建設省としても検討を進めていただきたい。

それからいま一つは、河川に対する大型ごみの不法投棄であります。これは各地で問題になつております。それが飲料水の水源地に当たる、その辺で大量のごみから悪臭を放ち、また有毒なものが流れ込んでいるのではないか。あるいはごみそのものがごみくずれ、がけくずれみたいな現象を起こしあるいはさうかというようなことが危ぶまれております。現在、不法投棄には罰則五万

は十分に注意したいと思います。
○吉田(之)委員　たいへん失礼ですが、認識不足
もはなはだしいのじゃないかというふうに思いました。
確かに部分的には、市街地を流れる小河川につ
いては、みんなの目がきびしくなつて、少し主張さ
れてはいるようではございますけれども、むしろ県境の大
きな河川に大量の大型ごみが投棄され
ておる。たとえば、「これは一月二十三日の新聞で
すが、「ゴミ戦争」は東京だけではない。大阪では
三千トンに及ぶ不法投棄のゴミが谷間を完全に埋
めつくしてしまった。現場は茨木市車作、山の中
の砂防指定地。谷のミドリはトラック千台分もの

つたのですが、そういうところがまだずいぶんある、前よりもずいぶんあるのじゃないかということを聞いて実は意外に思うのです。特別なところは別でございましょうが、一般的にいって、昔よりは相当にごみ捨てはよくなつた。ただし廃棄物が非常に多く出ておりますから、その点について、特定な開発が進んでおるところ、そういうようなところで特定などころはあなたがおっしゃるようにはなはだけしからぬじやないかということですが、一般は昔よりはずいぶんごみを捨てる者がなくなつたな、こういう感じが私はしたのですがね。その点は私も認識が不足かもしませんが、そういうことであれば、これは絶対にそういうことのないように、河川局に、河川管理の方々に私は

円以下という軽い定めがあるようでござりますけれども、こういうことではとても現状の河川は維持できないのではないかと思いますが、建設省はいかがですか。

ゴミに消され、悪臭がたちこめる上空をカラスの大群が舞う——」というような、まさにどうにもならない状態でございます。いろいろと大臣みずからひとつその辺のところもさらに関心を払つていただいて、こういう危険な状態を一刻も早くなくするよう最大の御努力をいただきたいと思うのです。それから最後にお尋ねいたしたいのですが、運河の問題は建設省の所管だと思いますが、そうですね。

○西村国務大臣 私もさようだと思っております。○吉田(之)委員 実は建設省の設置法を見ましたら運河と書いてございます。ところで、日本に運河があるのか。現在運河らしい運河はございませんけれども、やはりそろそろ日本は大規模な運河を考えるべきではないか。特に東京湾の場合、千葉県を横断してそして太平洋と結ぶ。それで港湾の中を一方通行にする。また港湾の汚濁を根本的に解決する。そういう計画が千葉県議会あたりであります。あるいは該当市町村でもいろいろ出されているようですが、建設省はいまだかつてそんなことをお考えになつたことがないのかどうか。

○西村国務大臣 私はその辺については詳しく知りませんが……。後ほど調べましてお知らせしたいと思います。私の知る限りにおいては、建設省でいま運河をどうということはありません。○吉田(之)委員 大臣のお答えから察しまして、おそらく全然念頭になかったと思うのですが、必要な対策を樹立せられるべきだというふうに思います。以上を申し上げましてきょうの私の質問を終ります。

○龜山委員長 次に浦井君。

○浦井委員 私、きょうは大臣の所信表明に対する

る質疑として、居住環境、特に日照問題について

しほってお尋ねをしたいのです。

まず、最初にお尋ねしたいのですが、大臣、WHOというものは御存じでしょうか、世界保健機構。

——いやそれで安心したわけですが、WHOが一九六一年に健康な住宅環境の基準をつくつておるわけです。ここで、住宅の基本は四つのファクター——いたというふうにきめておるのですね。それは何

かといいますと、安全性がしっかりとおらなければ健康な住宅環境であるといえないといふうにはつきりと言つて、これが世界じゅうに広がつていておる。で、この二番目の健康性

性、四番目が快適性、この四つの性質が完備しておらなければ健康な住宅環境であるといえないといふうにはつきりと言つて、これが世界じゅうに広がつていておる。で、この二番目の健康性

と、いうファクターの中に、その健康性を阻害するものとして、上下水道の不備であるとか、清掃がやられないとか、大気汚染であるとか、不潔であるとか、過密であるとか、それからプライバシーの侵害といふものと並んで日照とか通風の障害が

はつきりとあげられておるわけです。WHOのつくりました健康な住宅環境基準の二番目に、はつきりと規定されておるわけなんです。こういうと

ころから見ましても、日照問題というものは少なくとも人間が社会生活をしていく、居住をしていくというような環境にとっては必須の条件だと

いうふうに私思つわけなのですけれども、この点についてひとつ大臣のお考えをまず最初に聞きました。

○西村国務大臣 世界保健機構の基準にそういうことを言つておりますし、まさにそのとおりでございます。しかし日本の現実はどうかということになると、およそそういうがつたことは言えないとあります。しかし日照、採光、この点は今後の住宅政策について最も考へなければならぬという認識はいたしております。

○浦井委員 次に、住宅局長はきょうはお休みだと思います。そこで、同じような趣旨なんですか、太陽の恵みというの

いろいろな効果がある。光の効果が一番、それか

ら熱効果、これは物を乾燥させるということもいえると思うのですが、この中に含まれておる。それから三番目には殺菌消毒効果をあげておるわけ

です。それで、その一つ一つの効果を分解してこれを人工的に置換していくことは、いまの進歩した技術の中で私は可能だと思うのですけれども、

先ほど申し上げたように、大臣も言われたよう

に、少なくとも現在の日本で居住する環境では、まだまだ——まだまだという表現が適当だろう

は思うのですが、自然の恵みとしての太陽の総合的な効果というものは否定できない、無視することができないのではないかというふうに私は思う

けれども、大阪の梅田に地下街がございますね。あそこで何百人かのあの地下街で働いておる労働者を調査したのです。飲食店であるとか、あるいは衣服、シャツや何かを売る店がずっと並んでいますね。そうすると、そこで働くおる労働者は

また、要はそういうものをいかにして得られるよ

うか。私は、確かに太陽の恵みを十分受けられな

いということは、一つ例をとりましても、地価の

高さに健康な住宅環境であるといえないといふうにはつきりと言つて、これが世界じゅうに広がつていておる。で、この二番目の健康性

と、いうファクターの中に、その健康性を阻害するものとして、上下水道の不備であるとか、清掃が

やられないとか、大気汚染であるとか、不潔であるとか、過密であるとか、それからプライバシーの侵害といふものと並んで日照とか通風の障害が

はつきりとあげられておるわけです。WHOのつくりました健康な住宅環境基準の二番目に、はつきりと規定されておるわけなんです。こういうと

ころから見ましても、日照問題というものは少なくとも人間が社会生活をしていく、居住をしていく

というふうに私思つわけなのですけれども、この点についてひとつ大臣のお考えをまず最初に聞きました。

○西村国務大臣 世界保健機構の基準にそういう

ことを言つておりますし、まさにそのとおりでございます。しかし日本の現実はどうかということになると、およそそういうがつたことは言えないとあります。しかし日照、採光、この点は今後の住宅政策について最も考へなければならぬという認識はいたしております。

を伺いたいと思うのです。

○沢田説明員 先生おっしゃいますように、これは人間といたしまして太陽というものが大事だと思います。このことはもうだれも否定できないと思います。

ただ、要はそういうものをいかにして得られるよ

うな状況にあるかというふうなことが問題だらう

と思います。日本で、いま大臣が申しましたよう

に、いろんなことで太陽の恵みを十分受けられな

いということは、一つ例をとりましても、地価の

高さに健康な住宅環境であるといえないといふ

うにはつきりと言つて、これが世界じゅうに広がつていておる。で、この二番目の健康性

と、いうファクターの中に、その健康性を阻害するものとして、上下水道の不備であるとか、清掃が

やられないとか、大気汚染であるとか、不潔であるとか、過密であるとか、それからプライバシーの侵害といふものと並んで日照とか通風の障害が

はつきりとあげられておるわけです。WHOのつくりました健康な住宅環境基準の二番目に、はつきりと規定されておるわけなんです。こういうと

ころから見ましても、日照問題というものは少なくとも人間が社会生活をしていく、居住をしていく

というふうに私思つわけなのですけれども、この点についてひとつ大臣のお考えをまず最初に聞きました。

○西村国務大臣 世界保健機構の基準にそういう

ことを言つておりますし、まさにそのとおりでございます。しかし日本の現実はどうかということになると、およそそういうがつたことは言えないとあります。しかし日照、採光、この点は今後の住宅政策について最も考へなければならぬという認識はいたしております。

うふうにとつていいか。それを外国のほうではオーブンスペースで果たしている、かような行き方をしております。日本ではそういうものを都市計画の基本であり、住宅政策の基本だ、かように考へております。

○浦井委員 調査官の御意見の中、最後に心情的なものが残るというふうに言われたのですが、私は心情だけではないと思うのです。心理的なものだけではないと思うのです。具体的にはやはり人間の健康に必須なものが欠けていくのではない。太陽に長いこと当たらずに入人工光線で置きかえるということをやれば——これはそういう実験データ、そういうデータといらぬのはないですから、これはここではもう回答を繰り返しませんけれども、このことを強調しておきたいと思うのです。

そこで、具体的に日照を確保していく法的な問題に入っていきたいのですけれども、建築基準法の二十九条に「日照」という文句が出てくるわけですね。日照が必要だ——必要だという表現ではないのですが、ここに出てくるわけなんです。具体的に日照が必要だというふうにそこで述べられておるけれども、一体これをどういうふうに具体化しておられるのかという点を聞きたいわけなんですね。それと同時に、いろいろ大都会を中心として日照の問題でトラブルが起ころうとする、こういう現象も含めまして、建設省、現在どういうよしして日照の問題でトラブルが起ころうとする、こういうふうな考え方で、しかもどのような対策を立てようとしておるのか。これはあとで具体的な問題はこまかく聞きますけれども、大きな大筋をまず最初にお聞きしたいのです。

○沢田説明員 基準法の二十九条は「住宅の居室の日照」ということでございまして、住宅につきましては、敷地の周囲の状況によってやむを得ない場合を除くのほか、その一以上の居室の開口部が日照を受けることができるようにななければならぬ、こういう規定でございます。したがいまして、通常は一室以上に日がちよつとでも入るよ

うにしなければいけない、これが住宅だ、こういふことをまずいつております。ただし、やむを得ざる場合にはそれを除外してございます。これはまあ非常な過密の場合とか、あるいはどうしてもがけの下でしようがないところで人の住むところとか、そういうことが例外として述べられておるのにやないか、あるいは地価の話とか、そういうものがあるのじやないかと思います。これはこの条文の話でございますが、そういうふうな前提に立ちまして、私どもは、日照問題につきましては、住宅、人が住むということにつきまして大事だという基本線には立っております。ただし、わが国の都市は、先ほど申しましたように、宅地事情あるいは都市形態からいきまして、比較的過密居住をしなければいけないというふうな問題がございます。その問題から日照が十分にとれないかもしれません、こういうふうなかつこうの問題が非常に起きております。そこで非常に問題が起きてまいりましたので、これを建築基準法の中におきましては、いわゆる集団規定——都市計画に通じます集団規定、都市の建物はいかにあるべきか、こういうふうなもの改正を実はいたしましたわけでございます。先生も御存じのように、四十四年に改正をいたしております。これは要はいままでの用途地域というものは四つにしか分かれおりませんで、居住地域は一本しかございません。したがいまして、居住地域はいろいろな種類の建物が入っておる。あるいは低いものも高いものも入っておる、かようなことでござりますので、日照問題につきましてもその他の問題についても混在地区で問題が起きるだろう。したがってこの居住地域を三つに分けまして……(浦井委員「簡単に」と呼ぶ)

○浦井委員 「委員長退席、田村(良)委員長代理着席」

○浦井委員 それで、建築審議会の中に生活環境、居住環境分科会ですかを置かれて、そしてそこに日照問題を諮問をされておるということを聞いたことがあります。しかしやはりこれで、日照問題につきましてもその他の問題についても混在地区で問題が起きるだろう。したがってお聞きしたいのです。

○沢田説明員 先生おっしゃいますように、所期の目的の程度でございますが、相当程度いまの日照トラブルは減少するだろう、相当の効果をおさめるだらうと思います。ただし宅地が非常に狭小であるという事実がどんどん進行いたしますれば、幾らそういう規制をいたしましても、宅地が小さめだらうと思ひます。ただし宅地が非常に狭小であるという事実がどんどん進行いたしますれば、日照問題が出てくるということで、紛争は残るうかと思ひます。

○浦井委員 それで、建築審議会の中に生活環境、居住環境分科会ですかを置かれて、そしてそこに日照問題を諮問をされておるということを聞いたことがあります。しかしやはりこれが事実なんですね。なぜわざで、日照問題につきましてもその他の問題についても混在地区で問題が起きるだろう。したがってお聞きしたいのです。

○西村国務大臣 曜問題は非常に大事でござりますので、もうこれは大事なことはあたりまえでござりまするが、しかし、法律でも北側斜線をつくるとかというふうなことがあります、なお金以上に、やはりどういう限度までいいか。これは非常にトラブルがたくさんあります。これは後ほどいまのトラブルの件数も当局から申し上げるでしようけれども、正式なトラブルも相當にあります。

○浦井委員 そうすると、分科会では専門委員会を発足させるということをきめて、日照の問題についての具体的なことはあまり討議はされていない、こういうふうに理解していいわけですか。

○沢田説明員 専門委員会を設けるに際しまして、日照問題についての一般的なフリートーリングを設けた。そういうふうに用途の純化をしてやりました。低いことを要するところ、特に日照の確保を必要とするところには北側斜線制度というものをつくりまして——完全に現在の都市状況で日照が得られるかというと完全ではございませんが、その程度はやむを得ないじやないかとあります。

けてやるということで設けられた次第でござります。

○浦井委員 もう一つ具体的なことをお聞きしたいのですが、その専門委員会の中で——いま沢田さんが、残るのは心情的だと言われたのですが、私はそうとも言えぬと思う。これはまあ結論がないですけれども、このような心理学的なあるいは医学的な問題もその専門委員会、あるいはもつとその上の段階の分科会の段階で研究をされ大臣に答申をされる、こうしたことになっておるかどうかということをお聞きたいのです。

○沢田説明員 私がちょっと心情的と申し上げましたのはきわめてあいまいなことばでございまして、そのほかの何かが残るだらうという意味で申し上げたわけでございますが、しかし、いずれにいたしましても、この専門委員会の中にも公衆衛生院関係の先生も入っております。そういうことで、現在どういうテーマをどういう時期までに価値づけるかということを協議している最中でございまして、そういうことにつきましてはまだどれをどうということはきまつております。

○浦井委員 大臣にそれではこの問題についてお聞きしたいのですけれども、そういうものをつくられた。これは大臣言われたように、まあいろいろトラブルも起こつておるし、騒ぎも起こつておる。だからひとつやろうということになつたんだろうというふうなことだらうと思うのですが、大臣としては大体いつごろまでに答申を得たい御予定なのかという辺をひとつお答えを願いたいのでござります。

○西村国務大臣 大体秋ごろまでに答申を得たいと思っております。しかし、まあスタートしたばかりでございまして——この建築審議会の中の委員の方々が集まつておられるその小委員会の中に専門委員会をつくつたのですが、これは相当地の道の権威者をいわば集めなければいい結論が出来ない。しかし、いま発足したばかりですからあまり干渉いたしておりませんが、私は、中間報告でも一ぺん出て、どういう結果が出るか、やはり

見たいような気もいたしておるわけでござります。

○浦井委員 お話を聞きますと、日照問題、その中に日照権の問題も含まれるわけでしようけれども、日照の問題が大都会で頻発してまいりましてどうかということをお聞きたいのです。

〔田村（良）委員長代理退席、委員長着席〕

分科会にしても一回、専門委員会にしても一回といふことで、もつとやはり住民の立場に立つた、いろいろなこの問題を解消していくためのよい案を出すための努力というものが不足しておるのではないか。

そこで、いま建設省の持つておられる資料で二点ほどお尋ねをしたいのですが、一つは、現在日本全国で日照問題についてトラブルが大体どれくらい起こつておるのかという問題です。

それからもう一つは、そのトラブルが起つておるというの表面に出たということなんですね。

ところが實際には、それは氷山の一角であつて、日陰になつたけれども泣き寝入りしておられる方もたくさんおられるでしようし、あるいは日照が必要だということを自分で自覚せずに、たとえば先ほど私申し上げたように、スマム街などでそういうことを自覚せずに、そのまま健康を害されながら長いこと生活、居住をしておられる、こういうことは当然考えられるわけなんですが、そういうことはお尋ねしたいのです。

○沢田説明員 私どものほうの関係の統計で住宅統計調査というのがございます。これが四十三年に実はこの前やつて、五カ年計画のもとになつております。次は、五年おきでござりますから四十八年でござります。これには先生のおつしやるようなものを取り込みたいと思って現在企画をしております。

○浦井委員 四十八年から取り組みたい、非常におそいわけなんですが、ひとつこれは真実を反映したよいデータを出していただきたいと思います。

まず、その苦情の表面にあらわれた件数から申しますと、最近私どものほうで全国の都道府県を通じまして調査をいたしました。それによりますと、市民相談室などに持ち込まれました苦情の件数、これは二千九百三十五というのが、こまかいものでございますが、おおむね三千件程度がございます。これは最近の三年間ぐらいの話でござります。

ます。それから、さらにそれが知事なり市長なり市議会なりに陳情という、やや強い形であらわれましたものがそのうち四百件余、かようなことになつております。これはまあ氷山の頭だとおっしゃられるわけでございましょうが、私どもは相当、

現在の毎日の新聞紙上にも出ておるああいうムードからいって、この数字はわりに近い数字なんじやないかというふうに考えております。

ただ、その眠れる日照ゼロのもの、これはどのくらいあるかということに関しましては、私どももちよつと資料を持っておりません。また調査もないかと思います。したがいまして申し上げる次第にはならないと思います。

○浦井委員 三年間に三千件足らずだ、その数字はわかつたわけなんですが、私がむしろ問題にしておるのはその第二の問題なんですね。これはやはり住宅行政をあずかる側として調査をしておらないというのは怠慢ではなかろうかというふうに思ひますけれども、これはやる予定でもあるのですか。

○沢田説明員 私どものほうの関係の統計で住宅統計調査というのがございます。これが四十三年に実はこの前やつて、五カ年計画のもとになつております。次は、五年おきでござりますから四十八年でござります。これには先生のおつしやるようなものを取り込みたいと思って現在企画をしております。

○浦井委員 四十八年から取り組みたい、非常におそいわけなんですが、ひとつこれは真実を反映したよいデータを出していただきたいと思います。

それで、その第一の点なんですが、その中で府県別、市町村別が出ていたと思うのですが、たとえば大阪市と神戸市では何件くらいになつてしまふか、相談室へきたのは。

○沢田説明員 大阪市は十一件で、神戸市は四百十一件でござります。

百三十万、半分以下。都市化の進展の度合いからいきましてもおそらく大阪のほうがひどいと思うのですが、しかも件数は四十分の一。これはどういうことなんでしょうか。

○沢田説明員 この調査そのものにつきましては、行政を通じてとりました資料でございまして、その点に問題があつたかもしませんが、傾向といいままでの生活態度との関係で日照問題に対する神戸よりもそれほど過敏でない、こういう傾向もあらわれておるんではないか、こういうふうに私は解釈しております。ただこのデータそれ自身の阪の土地事情、こういうものの反映と申しますか、いままでの生活態度との関係で日照問題に対する正確度につきましては、全国ではマクロで私はかなりの線をいつていると思いますが、個々につきましては、これが全く正確なんだというほど確信を持っています。

○浦井委員 大阪の市民は日照問題についてあまり過敏ではない、神戸の市民に比べて、どういう根拠でそういうことを言われるのか、私はよくわからぬですね。同じ関西人で、しかも隣の都会で、私は、神戸市に実は電話をかけて聞いてみたわけなんですね。そうすると、電話で簡単な連絡があったり、それから建築騒音がひどい、まあ日照も障害されるだろうというような電話の受け答えがあつた、たとえばそういうものも全部含めておる。だから人口が少ないにもかかわらず大阪の四十倍というような数字が出ているんだろう、私はそういうふうに分析をしておるのです。だからそういうのを消去いたしますと、神戸の実数というのは大阪の十一に見合うような数字、大体二十件くらいだろう、こういうことを私は調べてわかつたんだが、建設省、そういう事情を御承知ですか。

○沢田説明員 個々にはそういうことは私はちょっと知りませんでしたけれども、しかし私が最初に申しましたように、この調査のやり方に多少欠点があつたんじゃないかということはそういうことと予想して申し上げました。したがいまして、先

生のおっしゃることがあるんじやないか、こういふふうに思います。

○浦井委員 だから、私は先ほどの言い分に戻るわけですけれども、日照の問題を一体建設省は真剣に取り上げようとするのかどうか疑わしいと思うのです。そういう非常に基礎の違うような数字を並べて、マクロでございます、マクロで見ておりますからと、それでおるのかどうか疑わしいと見ています。そういう非常に基礎の違うような料として出すというようなこと一つを見ましても、私は、都市計画あるいは土地の高度利用というようなことは非常に御熱心ではあるけれども、少なくとも事日照の問題については建設省はあまり御熱心でないよう遺憾ながら思うわけです。だからひとつこの点は考え方を改めて、今後住民の立場に立った日照問題に対する対処のしかたに方向転換をしていただきたいということをひとつ要望しておきたいと思うのです。

そこで具体的な問題に入るわけなのですが、先ほどお話をありました新都市計画法あるいは建築基準法に基づく用途地域の指定がえの問題ですね、これが四十八年の末までに完了する予定だということなんですが、現在の全国的な進捗状況といふのはどうなんですか。

○吉兼政府委員 新しい用途地域の編成がえは四十八年末という目途になつておりますが、現況で申し上げますと、完了いたしておりますのは高知の広域都市計画区域等十三の都市計画区域、市町村数で申し上げますと二十市町村、この地域につきましては新用途地域が決定をいたしております。今後の見通しとしては、大多数の市町村がこの秋ごろまでに決定を終わる見込みというふうな予測を立てております。

○浦井委員 そのやり方なんですがね、たとえば私、ここにこういうようなを持つてきておるのですが、これは東京都がいまからやられるわけですね。案がこの間発表になつて、そして現在住民の理解を求めるという作業を進めておられるようなのです。東京都では、これはまだ配つぱな——りつぱがないそうですが、こういうりつぱな——りつぱな

といいますか、文書を全世界に一枚ずつ配布をして、あなたの地域はこういうふうになりますよ、いろいろ御希望があれば申し出してくださいというふうに、できるだけの手段を尽くして親切に周知

して、徹底させようと努力しておられるようなのです。従ってにいけば、先ほどの都市計画の話で出てきましたように、公聴会を開いたり縦観期間を置いたりすることによって、できるだけの手段を尽くして親切に周知の解説なりそういうものをやる必要があるという私どものほうでパンフレットをつくりまして、各地方公共団体のほうに全部配布してございます。それからさらにそれを受けまして、東京都のその例からさらにそれを受けまして、東京都のその例からされませんが、具体的にこの都市計画地において、あなたのところはこういうふうな地域になるんですよ、用途地域はこういうふうになりますと、そういうようなことを書いたような、そういうふうな指導を建設省としてすべきではないかといふうに思うわけですが、これはひとつ大臣、大事な問題ですからお答え願いたいのですが……。

○西村国務大臣 そのPRもある程度やっておられたものですけれども……。

○浦井委員 知つておられますか。根拠のあることを言つていただかないとぐあいが悪い。

○西村国務大臣 PRもある程度やつておると私は思つております。しかし、おつしやつたとおり、住民の地域が、自分の地域がどれであるか、どの種類に属するかということは十分知つてもらわなければならぬと思っております。なお注意をいたします。

○浦井委員 私言つておるのは、大臣、自分の地域がどういう地城指定になるのかということを十分知るのでなしに、こうなりそうだ、これに対しであなたの御意見はどうですか、ひとつディスクッションをやってくださいというようなやり方をやつてくださいといふんですよ。どうですか。

○西村国務大臣 そういう、皆さんから意見を微するというようなところまではいつておりません。なおしかし研究はいたしましたが、そういうところまではいつておりません。

○吉兼政府委員 補足してお答えいたしますが、この用途地域の再編成といふのは線引きと並んで、都市計画で最も重要な作業の一つだと思います。しかもこれは非常にわかりにくいわけですね、御案内のとおりでございますから、今度の用途地

域がどういうふうになるんだというふうなことにつきましてのPR、これは全国的な立場から制度の解説なりそういうものをやる必要があるという

ことで、具体的にいうお尋ねでございましたが、私どものほうでパンフレットをつくりまして、各地方公共団体のほうに全部配布してございます。それからさらにそれを受けまして、東京都のその例からされませんが、具体的にこの都市計画地において、あなたのところはこういうふうな地域になるんですよ、用途地域はこういうふうになりますと、そういうようなことを書いたような、そういうふうな指導を建設省としてすべきではないかといふうに思うわけですが、これはひとつ大臣、大事な問題ですからお答え願いたいのですが……。

○西村国務大臣 そのPRもある程度やつておられたことです。そういうことを公聴会とかいう前に、事前の説明会ということでやりなさいということにいたしておりますので、そういう機会にそういうものを使つてまずよく実態を住民に認識してもらわう。

その地域がその都市全体の中でどういう位置を占めるのかということをよく理解してもらう。その理解の上に立つていろいろ意見を出していただこういうふうな指導をやっておるわけございます。

○浦井委員 わざわざ大臣にこういうのをいたしましたわけですが、まあ、紙厚きがゆえにとうとうからずということになりますが、問題は、これが手続のお話しがございましたように、地域の住民の意思を反映する、そういう各種の手続が行なわれまして、それによって案が次第に決定していく、間に出でてくるもの、これを先生はかけ込みとおっしゃつておるのだと思いますけれども、これはそ

ういうものが時間を要する前に示されますので、かけ込みを完全にとめることは現行制度では不可能でございます。ただし私どものほうは、これがそのままいった場合にはどうということになりましたが、それが現行制度では不可能でございます。ただし私どものほうは、これがそのままいった場合にはどうということになります。しかし私が申し上げたように、こうなりますと、建築基準法上の既存不適格と

いうことになりまして、あとあと都市のかつこうが悪くなる、かようなかつこうになります。しかしこれがそのままいった場合にはどうということになります。しかし私が申し上げたように、こうなりますと、建築基準法上の既存不適格と

いうことになります。ただし私どものほうは、これがそのままいった場合にはどうということになります。

○浦井委員 時間がないので次々に進んで早く終了したいと思いますが、有名な武蔵野方式ですね。この指導致を極力早めるという方向に徹したいといふうに思つております。

○浦井委員 時間がないので次々に進んで早く終了したいと思いますが、有名な武蔵野方式ですね。この指導致をつくつとして、それで武蔵野の場合は、そういう要綱といふうなものを持つて、少なくとも自分のところからは日照問題が起らなくなつようになっておりますがね。こういう自治体が

そういう要綱といふうなものを持つて、少なくとも自分のところからは日照問題が起らなくなつようになつておりますがね。こういう自治体がいう動きについては建設省としてはどう考えてお

それで次の問題なんですが、それに関連して、いま都市局長がお話しになつたように四十九年の三月までにまだ終わつていないところがたくさんあります。これまでに、地域指定がやられないうちに、いまのうちにマンションを建ておけというようないわゆるかけ込み建築の問題の御意見をお伺いしたいのです。

○沢田説明員 ただいま都市局長からいろいろと手続のお話しがございましたように、地域の住民の意思を反映する、そういう各種の手続が行なわれまして、それによって案が次第に決定していく、間に出でてくるもの、これを先生はかけ込みとおっしゃつておるのだと思いますけれども、これはそ

ういうものが時間を要する前に示されますので、かけ込みを完全にとめることは現行制度では不可能でございます。ただし私どものほうは、これがそのままいった場合にはどうということになります。しかし私が申し上げたように、こうなりますと、建築基準法上の既存不適格と

いうことになります。ただし私どものほうは、これがそのままいった場合にはどうということになります。しかし私が申し上げたように、こうなりますと、建築基準法上の既存不適格と

いうことになります。ただし私どものほうは、これがそのままいった場合にはどうということになります。

○浦井委員 時間がないので次々に進んで早く終了したいと思いますが、有名な武蔵野方式ですね。この指導致をつくつとして、それで武蔵野の場合は、

られますか。

○沢田説明員　いわゆる武蔵野方式と申しますのは、建築確認申請の事前指導といたしまして、先にそのマンションなり何なりの届け出をさせまして、その段階で周囲の居住者の同意をつけてこなければいかぬ、そういうふうなところを内容としております。そういうものが得られぬ場合には水道その他の公共事業で便宜がはかられない、こういう内容だと思います。これは一番強い例だと思いますが現在全国で八例ございます。

しかし、これに対しましてどう考えるかという点でございますが、私どもは、そういうふうな建物の規制をいたしましていい町づくりをする、しかも長いこれから新しい町をつくるというふうな建物の規制は、やはり用途地域あるいはそのほか高度地区、そういうふうなものの都市計画としてこれはやるべきものが本筋であろう。したがいましてそういうもののが的確に早くやるというのが本道でございまして、建物のケースによりましてそれを一つずつその場で押えていくということにつきましては、これはいろいろ検討しなければならぬ問題点があるかと思います。そういうことで、私どもはそういう問題を含めまして審議会の議題に供しておる次第でございます。

○浦井委員　検討すべき問題だ。しかし自治体の側に立ってみれば、やはり振りかかれた災難を払いのけるといいますか、そういうところから見た生活の知恵的な行き方、これによつて少なくともそこで起こつておるローカルなトラブルといふものは一応取り除いていいつておるというふうに私は聞いておるのであります。だからそういう観点でやはり見ていくべきではないかと思うのです。

それに関連いたしまして、これは提案なんです時間がないので読み上げるみたいなかつこうで進めますけれども、私こういうふうに思うのは、これに関連した建築確認の問題で、日照障害を起こすような、いわば環境を害するような中高層建築物、特殊建築物、こういうものに対し、

いま言われた建築確認の申請の段階で住民に公開するような手立てを講ずることができないものが、これが第一点。それから第二番目は、そのときに業者が、今まで概要書からそういうものだけ添えればよかつたわけでしょう。それだけでなしに、もっと詳しい図面、それから日照図、反対に日影図、こういうようなものを添付するというようにして建築の確認をするというようなやり方に変えたらどうかという問題。それから第四点は、そうしますと建築主事の問題が浮かび上がつてくるわけなんです。そこで、そういう特殊なあるいは高層の建築物に対しては、建築主事でなしに、むしろ別な機関、たとえば現在の法でいきますと建築審査会、こういうようなものがそういう特殊な環境を阻害するような建築物の確認申請に対するは、それが当たるというようなやり方で、主事の手を離されるというようなことが考えられないものだらうかというふうに私思つて提案をするわけなんです。それと、建築審査会の問題が出ましたので、これもそういうことでいきますと、いまのような受動的な、しかも権限の弱いものでなしに、できればもっと機構を強化したり、あるいはいまの特定行政庁から独立をさせて、別個の機関にする。そして審査をする内容も拡大をして、当然日照問題も処理できるというような、一種の紛争処理機関の役目も果たせるようにしてはどうかといふふうに私は考えて提案をするわけなんですが、これについてひとつ関係部局のほうからのお答えを得て、大臣のお考えを最後にお聞きしたいと思うのです。

○浦井委員　せっかく提案しているのですが、たとえば図書の閲覧の制度があるのではないかななど利用できてるらしいのが現状ではないかと思うのですよ。だから、いろいろ討議したいとは思うのですけれども、もう省略いたしますが、私の提案したことひどつ十分に取り入れていただき、日照についてのよけいなトラブルが一日も早く解消するような方向に努力していただきたい。建築協定の問題も実は取り上げたかったわけなんですが、この方向は建設省としても推奨したいというふうに聞いております。私たちももう少し検討しなければなりませんけれども、あなたがち反対すべきものでもなかろう。やはりそういう地域の環境を保全していくためには、こういふうかというふうに思いますが、この点もひとつ努力をしていただきたいと思う。

最後に、大臣、こういうふうに日照問題が起つてくるのも、もうお気づきだと思うのですが、今までの政府のとてこられた都市政策とともに、ひいては住宅政策、土地政策ですね、

ございません。したがいまして、これも先ほど申し上げましたような審査会その他におはかりをしておる内容のことだらうというふうに感じます。それから、主事の制度を強化したらどうだという話、これは現行の主事を強化するということは、人数をふやすとかあるいは――いまでも主事は独立した権限を持っております。要するに基準法に合っているかどうかということを、ほかに侵されずに確認していくことございまして、独立したユニークな存在でございますけれども、それの欠点は非常に手が足りない、そういうことでございまので、そういう意味での強化というふうなことは十分やつていきたいし、また現在もやつてあるわけでございますが、さらに発展させて、別な機関のような機能まで持たせるということにつきましては、これもたびたび出てまいりました。それがたぶんそういうふうなことが考えられないものであります。それでございまして、まだ現状ではないかと思つて、審査会の課題、議題、こういうふうなことの内容とということにならうかと思います。

○浦井委員　せっかく提案しているのですが、たとえば図書の閲覧の制度があるのではないかななど利用できてるらしいのが現状ではないかと思うのですよ。だから、いろいろ討議したいとは思うのですけれども、もう省略いたしますが、私の提案したことひどつ十分に取り入れていただき、日照についてのよけいなトラブルが一日も早く解消するような方向に努力していただきたい。建築協定の問題も実は取り上げたかったわけなんですが、この方向は建設省としても推奨したいというふうに聞いております。私たちももう少し検討しなければなりませんけれども、あなたがち反対すべきものでもなかろう。やはりそういう地域の環境を保全していくためには、こういうふうかというふうに思いますが、この点もひとつ努力をしていただきたいと思う。

最後に、大臣、こういうふうに日照問題が起つてくるのも、もうお気づきだと思うのですが、今までの政府のとてこられた都市政策とともに、ひいては住宅政策、土地政策ですね、

こういうようなものが非常に誤つておる、と言うとまた反発をされるかもわかりませんけれども、やはり誤つておつたからだ、その一つの結果だというふうに思うわけなんです。だから、日照問題も根本的には、私どもが言つておりますように、労働者の住宅は國なり自治体なりが責任をもつてこれをつくつていくという方向、それから都市計画あるいは土地利用計画についても非常に高い立場に立つた総合的な、しかも民主的なそういうものをつけっていくという方向、さらに土地問題についても、宅地並み課税の問題が出てまいりましたけれども、昨日の予算委員会でも指摘されておりましたように、大きな会社が投機のためにいろいろな膨大な土地を保有しておるという問題を立てる、それを手をつけずに入ることをやられられるならそこにメスを入れるべきだということを主張して、ひとつ大臣に最後の締めとして決意を聞いて、私の質問を終わります。

○西村国務大臣　日照問題はたいへん大事な問題でございまするから、諮問をいたしましたのでございましたが、いませっかくいろいろな御提案もございましたので、十分検討をしたいと思っております。いろいろな手があるだらうと思います。それからもう一つ大事なことは、やはりすべての仕事をするのにはある程度地域住民の方々に納得をさせるためのには、まあせっかくいろいろな御提案もございましたので、十分検討をしたいと思っております。土地問題にいたしましたが、いま法人の土地譲渡所得の問題が出来ましたが、建設省としては毎年、私は特に個人の譲渡所得に対するあれをやつたんだから法律にはやるべきだということを今回も相当主張したのでございましたが、建設省としては毎年、私は特に税金の問題はなかなかむずかしいということです、見送ったのでございまするけれども、大蔵大臣はやはりこの問題は真剣になつて取り組みたい。たくさんの方の土地はないのじやない、土地はあるけれども使わせないようになつておる、使えないようになつておる、こういう感じも私多少持つてお

るのでございます。
せっかくいろいろな御提案がありましたから、
建設省といたしましては十分検討させていただき
たいと思います。

○亀山委員長 次回は、来たる十日金曜日午前十
時理事会、午前十時三十分委員会を開くこととし、
本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十八分散会

建設委員会議録第一号中正誤

一 段 行 誤 正
二 二〇 これは これを